

「電子商取引促進のための規制改革等諸制度の総点検」概要

内閣内政審議室
規制改革委員会事務局
平成 12 年 9 月

本資料は、本年7月から8月にかけて、規制改革委員会と連携し、内閣官房を中心として、関係省庁において行った「電子商取引促進のための規制改革等諸制度の総点検（以下、「総点検」という。）」の概要（ただし、書面交付・提出関係は除く）を取りまとめたものである。その内容については、原則として総点検を行った時点でのものである。（今後の精査により、変更があり得る。）本資料をご覧いただき、電子商取引促進のための規制改革に関する具体的なお意見・ご要望があれば、規制改革委員会までお寄せいただきたい。規制改革委員会では、インターネットでも規制改革に関する意見・要望を受け付けている。（宛先：kisei@somucho.go.jp）

公正取引委員会

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	製造委託又は修理委託に係る下請取引	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第5条、下請代金支払遅延等防止法第5条の書類の作成及び保存に関する規則（昭和60年公正取引委員会規則第4号）第1条第4項	中小企業庁	親事業者の違反行為を防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するため、親事業者に対し、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類の保存（2年間）を義務付けている。書面に記載すべき事項が磁気記録媒体等に記録され、必要に応じ電子計算機等を用いて明確に書面に表示されるときには、磁気記録媒体等による記録をもって書類の記載に代えることができる。	なし	現行制度の下でも可能。	

警察庁

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	不動産取引	指定自動車教習所関係業務指導要領 (交通局長通達)第7-1	なし	指定申請書の記載事項の変更届出を受けた際に、当該教習所が変更後も指定の基準に適合していることを目的として、書類の備付けを義務付けており、その中に「敷地等の使用权を明らかにした書面」がある。	なし	賃貸借契約書が電子化されることが前提。	

経済企画庁

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	価格統制下における取引	物価統制令第30条	なし	物価昂騰下において主務大臣が必要と認める場合に、帳簿の作成を命じることができる。	なし		
書類保存	指定物資の取引	国民生活安定緊急措置法第29条	なし	指定物資を販売する者に対し指定物資の経理に関する帳簿の作成・保存を義務付けている。	なし		

科学技術庁

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
その他	原子力損害賠償責任保険契約	原子力損害の賠償に関する法律第6条及び第7条	なし	原子炉の運転等を行うにあたり、原子力損害賠償責任保険契約の締結等の損害賠償措置を義務付け、原子力損害賠償責任保険契約の内容について、科学技術庁長官の承認を受けることを求めている。	あり	事業者間の保険契約事務自体が電子取引によって行われていない。	

沖縄開発庁

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	債券の発行	沖縄振興開発金融公庫法施行令第7条の8第2項	大蔵省	債券の発行に際し、理事長（発行者の代表者）に債券への記名押印を義務付ける。	あり	債券の発行にあたり、申込者から払込みがあった場合には、登録の請求を受けた場合を除いて、理事長が記名押印した債券を発行しなければならないことから、電子的手段によって代替することは不可能である。	
署名捺印	債券の発行	住宅宅地債券及び宅地債券令第7条第2項	大蔵省、建設省	債券の発行に際し、理事長（発行者の代表者）に債券への記名押印を義務付ける。	あり	債券の発行にあたり、申込者から払込みがあった場合には、登録の請求を受けた場合を除いて、理事長が記名押印した債券を発行しなければならないことから、電子的手段によって代替することは不可能である。	
署名捺印	債券の募集	沖縄振興開発金融公庫法施行令第7条の4第1項	大蔵省	債券の募集に応じようとする者は公庫債券申込証に必要事項を記載し、これに署名又は記名押印を義務付ける。	あり	債券の申込みにあたって、申込者の意思を書面の作成及びそれに対する署名又は記名押印という特別の行為を通して確認するという趣旨に鑑みると、安易に電子的手段によって代替することは適当ではない。	
署名捺印	債券の募集	財形住宅債券令第3条第1項	大蔵省	債券の募集に応じようとする者は公庫債券申込証に必要事項を記載し、これに署名又は記名押印を義務付ける。	あり	債券の申込みにあたって、申込者の意思を書面の作成及びそれに対する署名又は記名押印という特別の行為を通して確認するという趣旨に鑑みると、安易に電子的手段によって代替することは適当ではない。	
署名捺印	債券の発行	財形住宅債券令第7条第2項	大蔵省、建設省	債券の発行に際し、理事長（発行者の代表者）に債券への記名押印を義務付ける。	あり	債券の発行にあたり、申込者から払込みがあった場合には、登録の請求を受けた場合を除いて、理事長が記名押印した債券を発行しなければならないことから、電子的手段によって代替することは不可能である。	
署名捺印	債券の募集	住宅宅地債券及び宅地債券令第3条第1項	大蔵省	債券の募集に応じようとする者は公庫債券申込証に必要事項を記載し、これに署名又は記名押印を義務付ける。	あり	債券の申込みにあたって、申込者の意思を書面の作成及びそれに対する署名又は記名押印という特別の行為を通して確認するという趣旨に鑑みると、安易に電子的手段によって代替することは適当ではない。	
書類保存	債券原簿の備え置き	財形住宅債券令第8条第1項	大蔵省	主たる事務所に債券原簿を備えて置かなければならない。	なし		
書類保存	債券原簿の備え置き	沖縄振興開発金融公庫法施行令第7条の9第1項	大蔵省	主たる事務所に債券原簿を備えて置かなければならない。	なし		
書類保存	債券原簿の備え置き	住宅宅地債券及び宅地債券令第8条第1項	大蔵省	主たる事務所に債券原簿を備えて置かなければならない。	なし		

国土庁

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	債券申込証	地域振興整備公団法施行令第7条	通産省、建設省	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付けている。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	債券申込証	水資源開発債券令第3条	建設省、厚生省、農水省、通産省	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付けている。	あり	商法第301条に準ずる。	

金融庁

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
その他	日賦貸金業者が従うべき業務の方法（債権の取立て）	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律附則第9項第3号、第10項	なし	日賦貸金業者は、返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において、業者が自ら集金する方法により取り立てなければならない。	あり	本規定は、出資法本則に定める上限金利の適用の例外規定として附則において必要条件を定めているものであり、解除することは不可能。	
その他	通知又は催告	信用金庫法第46条	なし	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	水産業協同組合法第47条の5	農水省	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	全国を地区とする信用金庫連合会の債券の発行に関する政令第11条	なし	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	中小企業等協同組合法第50条	大蔵省、厚生省、農水省、通産省、運輸省、建設省	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	中小漁業融資保証法第31条	農水省	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	農業協同組合法第43条の5	農水省	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	農業信用保証保険法第40条	農水省	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	農林債券令第18条	農水省	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
その他	通知又は催告	労働金庫法第50条	労働省	金庫等の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿等に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	検討中	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段による交付は、その発信をもって交付されたものとする制度・慣行とはなっていないので、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
署名捺印	農林債券申込証等	農林債券令第3条、第14条	農水省	農林中央金庫の発行する債券の募集に応じようとする者は、債券の申込証に署名し又は記名押印しなければならない。また、債券には、農林中央金庫の理事が署名し又は記名押印しなければならない。これは、債券の申込みが払込み義務の負担などの法律効果を発生させるものであるから、署名等という特別な要式行為を通して、投資判断に必要な情報の開示等を確実にならしめるものである。	検討中	債券発行にあたり、募集に応じようとする者と理事が、署名し又は記名押印するという趣旨に鑑みると、書面による確実性、本人確認等が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
署名捺印	法定帳簿	外国証券業者に関する総理府令において準用する証券会社に関する総理府令別表第8第3号	なし	売買が成立した顧客との間で受渡しを行う際に作成し、顧客に交付する書類について、取引報告書等に押捺がある場合に受渡計算書の交付に代えることができる場合を規定。	検討中	本規定については、証取法第188条の規定振り（法律による書面交付の義務付けと電子媒体による交付の方法の検討）の中で一体的に検討する。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	法定帳簿	外国証券業者に関する総理府令において準用する証券会社に関する総理府令別表第8第9号	なし	顧客から有価証券の預託を受けた場合、顧客に対し寄託目的に応じて作成交付されるもの。	検討中	本規定については、証取法第188条の規定振り（法律による書面交付の義務付けと電子媒体による交付の方法の検討）の中で一体的に検討する。なお、当該書面は有価証券を保護預かりした場合に顧客に預かり証を交付するものであるが、証拠証券としての性格を有することから取引の安全等、投資者保護上支障がないか検討を要する。	
署名捺印	優先出資の申込み	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第9条第1項	農水省、大蔵省、通産省、労働省	優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証に署名し又は記名押印しなければならない。これは、優先出資の申込みが払込み義務の負担などの法律効果を発生させるものであるから、署名等という特別な要式行為を通して、投資判断に必要な情報の開示等を確実にしめるものである。	検討中	優先出資の申込みをしようとする者が、署名し又は記名押印するという趣旨に鑑みると、書面による確実性、本人確認等が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
署名捺印	保険募集に際して重要事項等の説明	事務ガイドライン2-2(1)	なし	保険契約者等の保護を目的として、保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる際は、確認印を取り付ける等の方法により、了知した旨を十分確認しているか、を監督にあたっての留意点としている。	なし	「確認印を取り付ける等」となっており、他の方法による確認を排除しているものではない。	
署名捺印	保険募集に際して重要事項等の説明	事務ガイドライン2-2(2)	なし	保険契約者等の保護を目的として、顧客の不利益となる事実を告げる際は、確認印を取り付ける等の方法により、了知した旨を十分確認しているか、を監督にあたっての留意点としている。	なし	「確認印を取り付ける等」となっており、他の方法による確認を排除しているものではない。	
署名捺印	他人の生命保険契約に係る被保険者の同意の確認	事務ガイドライン2-5-3(1)	なし	保険契約者等の保護を目的として、他人の生命保険の保険契約に係る被保険者の同意の確認の際に、被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名・捺印することによる確認等の方法による適正に行われているか、を監督にあたっての留意点としている。	あり	署名又は記名・捺印を通じて被保険者の意志を確認し、契約判断の適性を確保するという趣旨に鑑みれば、現時点において電子的手段によって代替させることは適当でないため。	
署名捺印	他人の生命保険契約に係る被保険者の同意の確認	事務ガイドライン2-5-3(2)	なし	保険契約者等の保護を目的として、他人の生命保険の保険契約に係る被保険者の同意の確認の際に、被保険者等による署名又は記名・捺印のある書面等による確認が行われているか、を監督にあたっての留意点としている。	あり	署名又は記名・捺印を通じて被保険者の意志を確認し、契約判断の適性を確保するという趣旨に鑑みれば、現時点において電子的手段によって代替させることは適当でないため。	
署名捺印	他人の生命保険契約に係る被保険者の同意の確認	事務ガイドライン2-5-3(3)	なし	保険契約者等の保護を目的として、他人の生命保険の保険契約に係る被保険者の同意の確認の際に、被保険者等による署名又は記名・捺印のある書面等による確認が行われているか、を監督にあたっての留意点としている。	あり	署名又は記名・捺印を通じて被保険者の意志を確認し、契約判断の適性を確保するという趣旨に鑑みれば、現時点において電子的手段によって代替させることは適当でないため。	
署名捺印	保険募集に際して重要事項等の説明	事務ガイドライン3-1-2(2)	なし	保険契約者等の保護を目的として、保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる際は、確認印を取り付ける等の方法により、了知した旨を十分確認しているか、を監督にあたっての留意点としている。	なし	「確認印を取り付ける等」となっており、他の方法による確認を排除しているものではない。	
署名捺印	他人の生命保険契約に係る被保険者の同意の確認	事務ガイドライン3-1-3(2)	なし	保険契約者等の保護を目的として、他人の生命保険の保険契約に係る被保険者の同意の確認の際に、被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名・捺印することによる確認等の方法による適正に行われているか、を監督にあたっての留意点としている。	あり	署名又は記名・捺印を通じて被保険者の意志を確認し、契約判断の適性を確保するという趣旨に鑑みれば、現時点において電子的手段によって代替させることは適当でないため。	
署名捺印	他人の生命保険契約に係る被保険者の同意の確認	事務ガイドライン3-1-3(2)	なし	保険契約者等の保護を目的として、他人の生命保険の保険契約に係る被保険者の同意の確認の際に、被保険者等による署名又は記名・捺印のある書面等による確認が行われているか、を監督にあたっての留意点としている。	あり	署名又は記名・捺印を通じて被保険者の意志を確認し、契約判断の適性を確保するという趣旨に鑑みれば、現時点において電子的手段によって代替させることは適当でないため。	
署名捺印	登録申請書の添付書類	事務ガイドライン4-1-3(3)	なし	保険契約者等の保護を目的として、保険仲立人の登録申請書の添付書類のうち、定款又はこれに代わる書面が写しの場合には、署名・捺印を行う必要がある。	検討中	検討にあたっては、署名・捺印と同様の真正性・変更不可性が確保できるよう留意する必要がある。なお、登録申請手続き自体の電子化の検討にあたっては、添付書類の取扱いについて十分な検討が必要。	
署名捺印	法定帳簿	証券会社に関する総理府令別表第8第3号、金融機関の証券業務に関する総理府令別表第9第4号、別表第10第3号、別表第12第3号	なし	売買が成立した顧客との間で受渡しを行う際に作成し、顧客に交付する書類について、取引報告書等に押捺がある場合に受渡計算書の交付に代えることができる場合を規定。	検討中	本規定については、証取法第188条の規定振り（法律による書面交付の義務付けと電子媒体による交付の方法の検討）の中で一体的に検討する。	
署名捺印	法定帳簿	証券会社に関する総理府令別表第8第9号、金融機関の証券業務に関する総理府令別表第9第5号、別表第10第7号、別表第12第5号	なし	顧客から有価証券の預託を受けた場合、顧客に対し寄託目的に応じて作成交付されるもの。	検討中	本規定については、証取法第188条の規定振り（法律による書面交付の義務付けと電子媒体による交付の方法の検討）の中で一体的に検討する。なお、当該書面は有価証券を保護預かりした場合に顧客に預かり証を交付するものであるが、証拠証券としての性格を有することから取引の安全等、投資者保護上支障がないか検討を要する。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	信託財産運用指図書における投資信託委託業者の代表者の記名なつ印	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則第44条第1項、別表第五	なし	投資信託委託業者の信託銀行に対する運用指図の真正性を担保するため、投資信託委託業者の代表者の記名なつ印を求めている。	なし	署名又は記名なつ印と同様の真正性・変更不可性が確保できるよう留意する必要がある。	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則」は平成12年11月末までに改正する予定で作業中であり、現行の府令名
署名捺印	信託契約書等の署名義務	信託業法施行細則第7条第1項	なし	信託契約書には委託者及び信託会社の代表者、信託証書には信託会社の代表者の署名が必要。	検討中	契約の締結等、取引の重要事項が定められるものは、法律関係を明確にし、後日紛争が生じることを防止するため書面の使用が規定されており、そこへの「署名」については、真正性、明確性、確実性が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
署名捺印	債券の申込証	信用金庫法第54条の7、第54条の9	なし	全国連合会等の発行する債券の募集に応じようとする者は、債券の申込証に署名し又は記名押印しなければならない。また、債券には、全国連合会等の理事が署名し又は記名押印しなければならない。これは、債券の申込みが払込み義務の負担などの法律効果を発生させるものである	検討中	債券発行にあたり、募集に応じようとする者と理事が、署名し又は記名押印するという趣旨に鑑みると、書面による確実性、本人確認等が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
署名捺印	受益証券	貸付信託法第8条第4項	なし	受益証券は、代表取締役の署名が必要。	検討中	受益証券は証券取引法上の有価証券であり、受益権の譲渡及び行使は受益証券をもって行うこととされていることから電子的手段を認めることについては、慎重な検討が必要。	
署名捺印	信託証書記載事項	担保附社債信託法第19条	法務省	信託証書には委託会社及び受託会社の代表者の署名が必要。	検討中	契約の締結等、取引の重要事項が定められるものは、法律関係を明確にし、後日紛争が生じることを防止するため書面の使用が規定されており、そこへの「署名」については、真正性、明確性、確実性が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
署名捺印	社債の分割発行の書面による契約	担保附社債信託法第19条の4第1項	法務省	社債を分割発行する場合の契約は、委託会社及び受託会社の代表者の署名書面によらなければならない。	検討中	契約の締結等、取引の重要事項が定められるものは、法律関係を明確にし、後日紛争が生じることを防止するため書面の使用が規定されており、そこへの「署名」については、真正性、明確性、確実性が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
署名捺印	受託会社の証明	担保附社債信託法第36条第2項	法務省	委託会社が信託契約の条款に適する債券を発行した場合の受託会社が行う証明は、各債券への証明記載に加え受託会社の取締役等の署名が必要。	検討中	契約の締結等、取引の重要事項が定められるものは、法律関係を明確にし、後日紛争が生じることを防止するため書面の使用が規定されており、そこへの「署名」については、真正性、明確性、確実性が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
署名捺印	担保の追加及び変更の手続	担保附社債信託法第77条第1項	法務省	信託契約による物上担保の追加、変更を行うときは、委託会社及び受託会社の代表者の署名した書面をもって行い、委託会社及び受託会社は遅滞なく各自これを公告しなければならない。	検討中	契約の締結等、取引の重要事項が定められるものは、法律関係を明確にし、後日紛争が生じることを防止するため書面の使用が規定されており、そこへの「署名」については、真正性、明確性、確実性が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
署名捺印	信託事務承継の効力発生	担保附社債信託法第101条第1項	法務省	信託事務の承継は、委託会社、前受託会社及び新受託会社の代表者の署名した契約書を作成することにより効力が発生する。	検討中	契約の締結等、取引の重要事項が定められるものは、法律関係を明確にし、後日紛争が生じることを防止するため書面の使用が規定されており、そこへの「署名」については、真正性、明確性、確実性が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
署名捺印	受益証券における投資信託委託業者の取締役の署名又は記名なつ印	投資信託及び投資法人に関する法律第5条第6項	なし	受益証券の真正性を担保するため、発行者である投資信託委託業者の取締役の署名又は記名なつ印を求めている。	あり	受益証券は証券取引法上の有価証券であり、受益権の譲渡及び行使は受益証券をもって行うこととされていることから電子的手段を認めることについては、慎重な検討が必要である。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
署名捺印	受益証券における信託会社等の取締役の署名又は記名なつ印	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の5第2項	なし	受益証券の真正性を担保するため、発行者である信託会社等の取締役の署名又は記名なつ印を求めている。	あり	受益証券は証券取引法上の有価証券であり、受益権の譲渡及び行使は受益証券をもって行うこととされていることから電子的手段を認めることについては、慎重な検討が必要である。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
署名捺印	投資法人の規約における設立企画人の署名又は記名なつ印	投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項	なし	投資法人の規約の真正性を担保するため、設立企画人の署名又は記名なつ印を求めている。	要検討	商法に類似の規定があり、当該書面の電子化にあたっては、商法における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	投資法人の設立の際の投資口申込証における申込者の署名又は記名なつ印	投資信託及び投資法人に関する法律第71条第1項	なし	投資者の投資口の申込みに対する意志を確実に確認するため、申込者の記名なつ印を求めている。	要検討	商法に類似の規定があり、当該書面の電子化にあたっては、商法における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
署名捺印	投資証券における執行役員の署名又は記名なつ印	投資信託及び投資法人に関する法律第83条第1項	なし	投資証券の真正性を担保するため、発行者である投資法人の執行役員の署名又は記名なつ印を求めている。	あり	投資証券は証券取引法上の有価証券であり、電子的手段を認めることについては、慎重な検討が必要である。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
署名捺印	投資法人の成立後に発行する投資口に係る投資口申込証への記名なつ印等	投資信託及び投資法人に関する法律第123条において準用する第71条第1項	なし	投資者の投資口の申込みの意志を確実に確認するため、書面での交付を義務づけてはいないが、申込者の署名又は記名なつ印を求めている。	要検討	商法に類似の規定があり、当該書面の電子化にあたっては、商法における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
署名捺印	投資法人の投資口の払戻しの請求書における請求者の署名又は記名なつ印	投資信託及び投資法人に関する法律第124条第3項	なし	投資者の投資口の払戻しに対する意志を確実に確認するため、請求者の記名なつ印を求めている。	なし	署名又は記名なつ印と同様の真正性・変更不可性が確保できるよう留意する必要がある。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
署名捺印	投資法人の投資法人債申込証における申込者の署名又は記名なつ印	投資信託及び投資法人に関する法律第139条の4第1項	なし	投資者の投資法人債の申込みに対する意志を確実に確認するため、申込者の記名なつ印を求めている。	要検討	商法に類似の規定があり、当該書面の電子化にあたっては、商法における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月末までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
署名捺印	特定目的会社の定款への発起人の署名	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第18条	なし	特定目的会社の根本規則である定款を確定し、会社設立者である発起人としての責任を明らかにするため、発起人に対し定款への署名を義務付けている。	要検討	商法等に類似の規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
署名捺印	優先出資申込者による署名	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第38条第1項	なし	申込みの意思を確実に確認するため、申込者に第38条第2項に規定する事項を記載した申込証への申込者の署名を求めている。	要検討	商法等に類似の規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
署名捺印	特定社債応募者による署名	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第110条第1項	なし	応募の意思を確実に確認するため、応募者に第110条第2項に規定する事項を記載した申込証への応募者の署名を求めている。	要検討	商法等に類似の規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	
署名捺印	不動産特定共同事業契約の成立前に交付する書面に対する業務管理者の記名押印	不動産特定共同事業法第24条第2項	建設省	不動産特定共同事業者は、法第24条第1項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。	要検討	業務管理者の監督のもとに顧客への交付書類を作成していることの確認手段として記名捺印の有する意義は大きいと考えられる。	
署名捺印	不動産特定共同事業契約の成立時に交付する書面に対する業務管理者の記名押印	不動産特定共同事業法第25条第2項	建設省	不動産特定共同事業者は、法第25条第1項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。	要検討	業務管理者の監督のもとに顧客への交付書類を作成していることの確認手段として記名捺印の有する意義は大きいと考えられる。	
署名捺印	不動産特定共同事業契約に係る財産の管理状況に関する報告書に対する業務管理者の記名押印	不動産特定共同事業法第28条第3項	建設省	不動産特定共同事業者は、法第28条第2項の規定により交付すべき書面を作成するときは、業務管理者をして、当該書面に記名押印させなければならない。	要検討	業務管理者の監督のもとに顧客への交付書類を作成していることの確認手段として記名捺印は必要と考えられる。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	保険募集に際しての重要事項等の説明	保険業法施行規則第11条第1項第8号	なし	変額保険や外貨建保険の募集等に際しては、顧客に対し重要事項等を記載した書面を交付すること等により説明を行わなければならないこととされているが、その際、書面を受領した旨の署名又は押印を得なければならない。	あり	署名・押印を通じて顧客の意思を確認し、契約判断の適性を確認するという趣旨に鑑みれば、現時点において電子的手段によって代替させることは適当でない。	
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	中小漁業融資保証法第32条	農水省	理事は定款、会員名簿、総会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要があり、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	説明書の備置・縦覧	外国証券業者に関する法律第15条	なし	営業年度ごとの業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、営業所に備え置き1年間公衆の縦覧に供する。	なし	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点（書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等）の検討が必要。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	協同組合による金融事業に関する法律第5条の4	なし	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要があり、また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	優先出資者のその他の権利	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第21条	農水省、大蔵省、通産省、労働省	優先出資者は、いつでも、定款、普通出資者の名簿、貸借対照表その他の事務所に備えて置かれた書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が優先出資者であるという本人確認が確実にに行われる必要があり、また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	取引報告書の写しの保存	金融機関の証券業務に関する総理府令別表第2第1項、証券会社に関する総理府令別表第2（外国証券業者に関する法律第24条第10項における準用含む）	なし	取引報告書の写しの保存。	なし	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点（書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等）の検討が必要。	
書類保存	法定帳簿の保存	金融機関の証券業務に関する総理府令第46条第1項第1号別表第9第5号、別表第10第7号、別表第12第5号、証券会社に関する総理府令別表第8第9号（外国証券業者に関する法律第39条における準用含む）	なし	顧客から有価証券の預託を受けた場合、顧客に対し寄託目的に応じて作成交付された預り証を回収したものの保存。	なし	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点（書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等）の検討が必要。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第11条の2第1項	なし	信託業務を営む金融機関は、営業年度ごとに信託業務に係る業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し当該金融機関の営業所等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	貸借対照表等の公告	銀行法第20条第1項、第2項	なし	銀行は、営業年度ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成し、銀行の営業所に備え置き、公告するとともに公衆の縦覧に供しなければならない。（子会社等を有する場合は連結分も含む）。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	銀行法第21条第1項、第2項、同法施行規則第19条の2第3項、第4項	なし	銀行は、その業務及び財産の状況に関する事項として、説明書類を作成し、銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（子会社等を有する場合は連結分も含む）。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告	銀行法第52条の12	なし	銀行持株会社は、当該銀行持株会社及び子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成し、子会社である銀行の営業所に備え置き、公告するとともに公衆の縦覧に供しなければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	銀行法第52条の13第1項、同法施行規則第34条の16の2第2項、第3項	なし	銀行持株会社は、その業務及び財産の状況に関する事項として、説明書類を作成し、子会社である銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（子会社等を有する場合は連結分も含む）。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	説明書類の縦覧場所等	事務ガイドライン1-9-4(4)	なし	保険契約者等の保護を目的として、応接スペースを有する主要な代理店においても、説明書類を据置き、公衆の縦覧に供するなど、営業所等と同程度の開示がなされるよう指導が行われているか、を監督にあたっての留意点としている。	検討中	契約者等の保護の視点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適性を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい現状においては全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	自己資本規制算出関連資料の作成・保存	証券会社の自己資本規制に関する総理府令第8条第5項第3号、第15項、第9条第8項第7号、第12項（外国証券業者に関する総理府令第38条における準用含む）	なし	自己資本規制比率算出に関する書類の作成・保存。	なし	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点（書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等）の検討が必要。	
書類保存	合併契約書等の備え置き	証券取引法第135条の4第1項、第2項、第3項、第4項	なし	取引所の債権者及び会員の保護を目的として、合併を行う各証券取引所に対し、合併総会の日の5日前から合併の日までの間合併契約書等を主たる事務所に備え置き、債権者及び会員の閲覧請求又はその謄本若しくは抄本の交付請求に応じること、また、合併後存続する証券取引所等に対し、合併の日から6ヶ月間合併契約書等を主たる事務所に備え置き、債権者及び会員の閲覧請求又はその謄本若しくは抄本の交付請求に応じることが義務づけられている。	なし		
書類保存	法定帳簿の保存	証券取引法第188条（外国証券業者に関する法律第21条における準用含む）	なし	証券会社等の業務に関する書類の作成・保存・報告義務について定めたもの（顧客に対して交付するもの）	なし	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点（書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等）の検討が必要。	
書類保存	説明書の備置・縦覧	証券取引法第50条	なし	営業年度ごとの業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、営業所に備え置き1年間公衆の縦覧に供する。	なし	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点（書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等）の検討が必要。	
書類保存	自己資本規制比率記載書面の備置・縦覧	証券取引法第52条第3項（外国証券業者に関する法律第20条における準用含む）	なし	自己資本規制比率を記載した書面を作成、営業所に3ヶ月間備え置き公衆の縦覧に供する。	なし	当該情報の保存の確実性、取り出しの即時性等が確保される必要がある。また、顧客の利便性の確保の観点（書面による閲覧制度の併用、電子的手段の操作性の確保等）の検討が必要。	
書類保存	店頭売買有価証券登録原簿の備え置き	証券取引法第75条第1項、第2項	なし	売買の公正性確保及び投資者保護を目的として、店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会に対し、当該店頭売買有価証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類及び銘柄を協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録し、その原簿の写しを事務所に備え置くとともに公衆の縦覧に供することを義務づけている。	なし		
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	信用金庫法第36条	なし	理事は定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	信用金庫法第37条	なし	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	債券の原簿	信用金庫法第54条の10	なし	全国連合会等の理事は、主たる事務所に、債券の原簿を備えて置かなければならない。会員等及び債権者は、いつでも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	信用保証協会法第15条	通産省	理事は定款を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	信用保証協会法第17条	通産省	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に実行される必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	水産業協同組合法第39条	農水省	理事は定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に実行される必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	水産業協同組合法第40条	農水省	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に実行される必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	水産業協同組合法第58条の3	農水省	金庫等は毎事業年度において、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所に備え置き公衆の縦覧に供しななければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子的情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	定款等の備置き	船主相互保険組合法第38条	なし	船主相互保険組合は、定款を各事務所に、組合員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に、議事録の謄本を従たる事務所に備え置かなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況には無く、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
書類保存	前払式証券の発行業務に関する帳簿書類の作成・保存義務	前払式証券の規制等に関する法律第16条、施行規則第23条第5項、第6項	なし	届出自家型発行者及び第三者型発行者は、総理府令で定めるところにより、その前払式証券の発行の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しななければならない。	要検討	情報の保存の確実性・取り出しの即時性・アクセスの容易性等が確保されることが必要。なお、情報の分量や一覧性等の利便性の観点等から、電磁的手段に加えて書面による保存・備え置きも必要かどうか併せて検討すべき。	
書類保存	電話担保金融に係る契約についての書類の備付け	貸金業の規制等に関する法律施行規則第17条の2	なし	貸金業者は、出資法改正法附則第14項に規定する電話担保金融を行ったときは、その都度、必要書類（質権登録請求書副本の原本証明付写し）を営業所又は事務所に備え付けなければならない。	あり	電話担保金融（出資法本則に定める上限金利の適用例外）に係る必要条件に関する規定であり、解除は不可能。（本規定は、電話担保金融の要件である電話加入権質権設定がなされていることを副本により確認する目的で設けられているもの。当該副本は「電話加入権質に関する臨時特例法施行規則」により紙媒体による作成を前提としている。）	
書類保存	証書の保存	担保附社債信託法第20条第1項	法務省	信託証書は、委託会社及び受託会社がそれぞれ一通ずつ保存しななければならない。	検討中	信託証書等、取引の重要事項が定められるものは、法律関係を明確にし、後日紛争が生じることを防止するために規定されているという趣旨に鑑みると、その「書面」による明確性、確実性、保存性が確保されねばならず、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
書類保存	証書の備え置き	担保附社債信託法第20条第2項	法務省	信託証書は、本店に備え置きしななければならない。社債権者の請求により閲覧・謄写させなければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	中小企業等協同組合法第39条	大蔵省、厚生省、農水省、通産省、運輸省、建設省	理事は定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に実行される必要がある。また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	中小漁業融資保証法第33条	農水省	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に実行される必要がある。また、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	貸借対照表等の公告	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第20条第1項、第2項	なし	長期信用銀行は、営業年度ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成し、銀行の営業所に備え置き、公告するとともに公衆の縦覧に供しななければならない。（子会社等を有する場合は連結分も含む）。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第21条第1項、第2項	なし	長期信用銀行は、その業務及び財産の状況に関する事項として、説明書類を作成し、銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(子会社等を有する場合は連結分も含む)。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の12	なし	長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社及び子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成し、子会社である長期信用銀行の営業所に備え置き、公告するとともに公衆の縦覧に供しなければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の13第1項、同施行規則第25条の8の2第2項、第3項	なし	長期信用銀行持株会社は、その業務及び財産の状況に関する事項として、説明書類を作成し、子会社である長期信用銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない(子会社等を有する場合は連結分も含む)。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	抵当証券業者による営業所等ごとの書類備え置き義務	抵当証券業の規制等に関する法律第17条、施行規則第14条第3項、第4項	なし	抵当証券業者は、総理府令で定めるところにより、自らの業務及び財産の状況を記載した書類並びに販売した抵当証券に関する書類を営業所又は事務所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない。	要検討	情報の保存の確実性・取り出しの即時性・アクセスの容易性等が確保されることが必要。なお、情報の分量や一覧性等の利便性の観点等から、電磁的手段に加えて書面による保存・備え置きも必要かどうか併せて検討すべき。	
書類保存	抵当証券業者に対する、業務に関する帳簿書類の作成・保存義務	抵当証券業の規制等に関する法律第20条、施行規則第16条第2項	なし	抵当証券業者は、総理府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。	要検討	情報の保存の確実性・取り出しの即時性・アクセスの容易性等が確保されることが必要。なお、情報の分量や一覧性等の利便性の観点等から、電磁的手段に加えて書面による保存・備え置きも必要かどうか併せて検討すべき。	
書類保存	投資法人の計算書類及び監査報告書の備え置き	投資信託及び投資法人に関する法律第132条第1項	なし	投資法人の投資主や債権者が当該投資法人の決算の状況等を確認するため、本店での備え置き、閲覧・謄写の請求に応じることを義務付けている。	なし	検討にあたっては決算の状況等が投資主、債権者に明確・確実に伝達されるよう留意する必要がある。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月30日までに施行される改正法(現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」)
書類保存	投資法人の解散時の財産目録、貸借対照表及び監査報告書の備え置き	投資信託及び投資法人に関する法律第157条第3項	なし	投資法人の投資主や債権者が当該投資法人の解散時の財産の状況等を確認するため、本店での備え置き、閲覧・謄写の請求に応じることを義務付けている。	なし	検討にあたっては投資法人の解散時の状況等が投資主、債権者に明確・確実に伝達されるよう留意する必要がある。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月30日までに施行される改正法(現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」)
書類保存	社員総会における書面決議に係る書面の備え置き	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第63条第4項	なし	社員等を保護し、特定目的会社の状況を監視させるため、取締役に対し、書面による決議から1年間、当該書面を本店に備え置くことを義務付けている。	要検討	商法等に同趣旨に基づく規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
書類保存	特定目的会社の定款、資産流動化計画、社員名簿等の備え置き	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第70条第1項(12.11.30までに施行予定の改正規定)	なし	社員等を保護し、特定目的会社の状態を監視させるため、取締役に対し、定款及び資産流動化計画を本店及び支店に、また、特定社員名簿及び優先出資社員名簿等を本店に備え置くことなどを義務付けている。	要検討	商法等に同趣旨に基づく規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
書類保存	計算書類及び監査報告書等の備え置き	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第94条第1項	なし	社員等を保護し、特定目的会社の状態を監視させるため、取締役に対し、計算書類及び監査報告書等を本店及び支店に備え置くことを義務付けている。	要検討	商法等に同趣旨に基づく規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
書類保存	受託資産の管理・処分状況記載書類の備え置き	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第144条第5項第3号	なし	特定目的会社から特定資産の管理・処分に係る業務の委託を受けた受託者の業務状況について、委託者である特定目的会社に監視させるため、受託者に資産の管理・処分の状況を記載した書面の備え置きを義務付けている。	なし	当該電子データの変更不可性、機密性、セキュリティが十分確保される必要がある上、備置義務者に電子的手段の利用を強制しないこと、及び当該データの電子化が委託者の閲覧権に影響しないことが前提である。また、本法の本箇所のみ制度改正を行う利益は非常に乏しいものと考えられる。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
書類保存	受託信託会社等辞任時の権利者集会における財産目録等の備え置き	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第214条第3項(12.11.30までに施行予定の新設規定)	なし	受託信託会社等が辞任した場合等に、信託財産の状況を権利者に明らかにするため、前受託信託会社等に対し、財産目録等を備え置くことを義務付けている。	要検討	商法等に同趣旨に基づく規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	特定目的信託の契約書副本・謄本、権利者名簿の備え置き	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第22条第1項(12.11.30までに施行予定の新設規定)	なし	特定目的信託に係る基本事項が記載された特定目的信託契約の内容及権利者の状況について、債権者、受益証券の権利者、代表権利者等に開示し、特定目的信託に係る監視を行わせるため、受託信託会社等に対し、特定目的信託契約の契約書副本等の備え置きを義務付けている。	要検討	商法等に類似の規定があり、商法等における書面の電子化の方針を踏まえる必要がある。	平成12年11月30日までの改正法施行後は「資産の流動化に関する法律」
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	農業協同組合法第35条	農水省	理事は定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要がある、また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	農業協同組合法第36条	農水省	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要がある、また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明事項の縦覧等	農業協同組合法第54条の3	農水省	金庫等は毎事業年度において、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所に備え置き公衆の縦覧に供しなければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子的情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	農業信用保証保険法第41条	農水省	理事は定款、会員名簿、総会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要がある、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	農業信用保証保険法第42条	農水省	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要がある、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	債券の原簿	農林債券令第15条	農水省	農林中央金庫の理事は、主たる事務所に、債券の原簿を備えて置かなければならない。会員等及び債権者はいつでも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要がある、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	農林中央金庫法第24条の2	農水省	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実にに行われる必要がある、また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	農林中央金庫法第24条の4	農水省	金庫等は毎事業年度において、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所に備え置き公衆の縦覧に供しなければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子的情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	定款等の備置き	保険業法第52条	なし	保険相互会社は、定款を各事務所に、社員名簿及び社債原簿を主たる事務所に備え置かなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の備置き	保険業法第111条第1項、同施行規則第59条の2、第59条の4	なし	保険会社は、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を事業年度ごとに作成し、本店等に備置き、公衆の縦覧に供しなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の備置き	保険業法第111条第2項、同施行規則第59条の3、第59条の4	なし	保険会社が子会社を有する場合には、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類のほか、連結して記載した説明書類も作成し、本店等に備置き、公衆の縦覧に供しなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	定款等の備置き	保険業法第196条、同施行規則第137条	なし	外国保険会社は、定款又はこれに準ずる書類（外国相互会社にあつては、これらの書類及び日本における社員の名簿）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書を、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の備置き	保険業法第199条、同施行規則第143条の2、第143条の3	なし	外国保険会社（外国所在保険持株会社を含む）は、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を事業年度ごとに作成し、日本における支店等に備置き、公衆の縦覧に供しななければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	特定法人の引受社員名簿の備付け	保険業法第224条	なし	特定法人の日本における代表者は、日本において保険業を行う引受社員の名簿を日本における主たる店舗に備え置かなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の備置き	保険業法第271条の9、同施行規則第210条の10の2、第210条の10の3	なし	保険持株会社は、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を事業年度ごとに作成し、本店等に備置き、公衆の縦覧に供しななければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿の備置き	保険業法第285条、同施行規則第216条	なし	保険会社（外国保険会社含む）は、当該会社に所属する生命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿を、本店等に備え置かなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	保険仲立人の業務に関する帳簿書類の備付け及び保存	保険業法第303条、同施行規則第237条	なし	保険仲立人は、その事業所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結年月日等を記載し、これを保存しなければならない。	検討中	契約者等の保護の観点から顧客への確実な情報提供を確保し、説明書類の縦覧等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、潜在的に顧客になりうる者を含む幅広い層が確実に情報にアクセスできる環境が望ましい。現状においては、全ての人々が電子的手段による情報提供を受ける状況になく、電子的手段によって代替させることについては、十分検討が必要。	
書類保存	監査書の備置き	無尽業法第18条、同施行細則第17条	なし	無尽会社の監査役は、監査書を毎年1回作成してこれを本店に備え置かなければならない。	検討中	電子的手段により縦覧させることについては、情報の保存の確実性、取り出しの即時性、アクセスの容易性が確保されることが必要。なお、ディスクロージャー情報の分量や一覧性等の簡便性の観点から、電子情報に加えて書類による備え置き、縦覧が必要かどうかも含めて検討する必要がある。	
書類保存	業務に関する帳簿書類の作成・保存義務	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第34条同法施行規則第32条第2項	なし	行政当局が投資顧問業者の実態を把握するために、投資顧問業者に対し、業務に関する帳簿書類の作成保存を義務付けている。	なし	当該帳簿書類については、行政当局による監督上の必要性から作成・保存を義務付けているものであり、顧客に対する開示は行われていない。	
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	労働金庫法第38条	労働省	理事は定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は、何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要があり、また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	労働金庫法第39条	労働省	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えて置かなければならない。会員及び金庫の債権者は何時でも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	検討中	閲覧等にあたっては、請求者が会員及び金庫の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要があり、また、理事は拒否する場合に該当するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要であることから、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。なお商法に類似の規定あり。	
対面行為	保険募集に際して重要事項等の説明	事務ガイドライン1-3-6(5)	なし	保険契約者等の保護を目的として、既契約から新契約への転換に際して、書面の交付にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じているか、を監督にあたっての留意点としている。	あり	説明等を通じて契約判断の適性を確保するという趣旨に鑑みれば、現時点において電子的手段によって代替させることは適当でないため。保険業法施行規則第53条第4号に「書面の交付により、説明を行うこと」との規定あり。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
対面行為	保険募集に際して重要事項等の説明	事務ガイドライン2 2(5)	なし	保険契約者等の保護を目的として、外貨建て保険の募集に際して、為替リスクの存在について十分な説明を行うとともに、了知した旨の確認書等の徴求を徹底しているか、を監督にあたっての留意点としている。	あり	説明等を通じて契約判断の適正を確保するという趣旨に鑑みれば、現時点において、電子的手段によって代替させることは適当ではないため。保険業法施行規則第53条第2号に「書面の交付により、説明を行うこと」との規定あり。	
対面行為	保険募集に際して重要事項等の説明	事務ガイドライン4 5 3(4)	なし	保険契約者等の保護を目的として、保険仲立人が顧客のために入手した情報を伝える際には、重要事項や推奨理由等を書面で説明する等、誤解を生じさせることのないよう努めることを、保険仲立人の誠実義務の内容として定めている。	なし	「書面で説明等」となっており、対面行為を義務付けるものではない。	
必置規制	証券取引（国内支店の設置）	外国証券業者に関する法律第3条	なし	外国証券業者は、国内に支店を設置しその主たる支店について登録を受けなければ証券業を営むことができないこととなっている。	あり	国内に拠点を持たない者に対する規制の実効性を確保することが難しいため投資者保護上問題がある。海外規制当局との連携が必要。	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	漁業協同組合等の信用事業に関する省令第3条の4	農林水産省	金庫等は、証券投資信託委託業者が、金庫等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫等が預金等を取り扱う場所と、証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。これは、預金者等に預金等と受益証券等の誤認を与えないために場所を区別するものである。	あり	事務所で取り扱う場合の規定であり削除することはできない。電子的手段によって行う場合も同様の効果が発揮できるような方策について十分な検討が必要。	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の9	なし	金庫等は、証券投資信託委託業者が、金庫等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫等が預金等を取り扱う場所と、証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。これは、預金者等に預金等と受益証券等の誤認を与えないために場所を区別するものである。	措置済み	規制を一部改正済（平成12年10月1日施行予定）	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	銀行法施行規則第13条の6	なし	銀行は、証券投資信託委託業者が当該銀行の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合、銀行が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の措置を講じなければならない。	措置済み	規制を一部改正済（平成12年10月1日施行予定）	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	信用金庫法施行規則第15条の6	なし	金庫等は、証券投資信託委託業者が、金庫等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫等が預金等を取り扱う場所と、証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。これは、預金者等に預金等と受益証券等の誤認を与えないために場所を区別するものである。	措置済み	規制を一部改正済（平成12年10月1日施行予定）	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	長期信用銀行法施行規則第12条の4	なし	銀行は、証券投資信託委託業者が当該銀行の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合、銀行が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の措置を講じなければならない。	措置済み	規制を一部改正済（平成12年10月1日施行予定）	
必置規制	投資信託委託業者の国内における営業所の設置義務	投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第1号	なし	投資信託委託業の認可基準として、業者の監督・検査の確保の観点から国内に営業所を有することを義務づけている。	あり	投資者保護上の観点（業者に対する監督・検査の観点）から撤廃は困難である。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月未までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
必置規制	投資法人の本店所在地の規約への記載	投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第11号	なし	投資法人の監督・検査の確保の観点から本店の所在地を規約へ記載することとなり、実質上本店の設置を義務づけている。	あり	投資者保護上の観点（業者に対する監督・検査の観点）から撤廃は困難である。	「投資信託及び投資法人に関する法律」は前国会で成立し、平成12年11月未までに施行される改正法（現行法名は「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」）
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する省令第7条の6	農林水産省	金庫等は、証券投資信託委託業者が、金庫等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫等が預金等を取り扱う場所と、証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。これは、預金者等に預金等と受益証券等の誤認を与えないために場所を区別するものである。	あり	事務所で取り扱う場合の規定であり削除することはできない。電子的手段によって行う場合も同様の効果が発揮できるような方策について十分な検討が必要。	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	農林中央金庫法施行規則第29条	農林水産省	金庫等は、証券投資信託委託業者が、金庫等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫等が預金等を取り扱う場所と、証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。これは、預金者等に預金等と受益証券等の誤認を与えないために場所を区別するものである。	あり	事務所で取り扱う場合の規定であり削除することはできない。電子的手段によって行う場合も同様の効果が発揮できるような方策について十分な検討が必要。	
必置規制	事務所における業務管理者の配置	不動産特定共同事業法第17条第1項	建設省	不動産特定共同事業者は、事務所ごとに、主務省令で定める要件を満たす者を置かなければならない。	要検討	業務管理者が行うべき監督が果たされるための規定を設ける等の措置が必要。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
必置規制	営業所の設置義務	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条第2項	なし	投資顧問業者は、国内に営業所を有するものでなければ、投資一任契約に係る業務を営むことができない(認可を受けることができない。)	あり	当該規制は、電子的商取引を認めるか否かという観点ではなく、海外業者のクロスボーダー取引を認めるかという視点での検討が必要。投資一任契約に係る業務については、投資者保護上の観点(業者に対する検査・監督の確保)からこの規制を撤廃することは困難である。	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い	労働金庫法施行規則第11条の5	労働省	金庫等は、証券投資信託委託業者が、金庫等の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、金庫等が預金等を取り扱う場所と、証券投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。これは、預金者等に預金等と受益証券等の誤認を与えないために場所を区別するものである。	措置済み	規制を一部改正済(平成12年10月1日施行予定)	

法務省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	担保附社債信託の発行等	担保附社債信託法第19条、第19条の4第1項、第36条第2項、第77条第1項、第101条第1項	金融庁	担保附社債の発行に係る信託証書等には、委託会社及び受託会社の代表者等が署名しなければならない	あり	担保附社債の発行に係る信託契約は、不特定多数の社債権者のために物上担保権を設定するなど重要な事項を定めるものであることから、法律関係を明確にし、後日紛争が生ずることを防止するため信託証書等の作成及び署名が要求されているものであり、これを電子的データ及び電子署名で代替することについてはなお慎重な検討が必要である。	
署名捺印	仲立	商法第546条	なし	仲立人は、その媒介によって当事者間に法律行為が成立したときは、遅滞なく当事者の氏名、年月日等を記載した締約書を作成して署名した上、各当事者の署名を得て、相手方に交付しなければならない	あり	締約書は仲立人が媒介した法律行為が成立した事実及びその内容を明確にして、その証拠手段を媒介をした行為の各当事者に与えることによって、当事者間の紛争を防止し、また迅速にこれを解決するという重要な意義を有することから、締約書及びそれに対する署名を電子データ及電子署名で代替することについてはなお慎重な検討が必要である。	
署名捺印	抵当証券の元本・利息の支払	抵当証券法第25条	なし	抵当証券の所持人は、元本の一部又は利息の支払があったときは、証券にその金額及び受領の年月日を記載し、記名捺印しなければならない	あり	転々譲渡される有価証券である抵当証券においては、その表章する権利内容の変更が券面上に表示され、かつその真正が確保される必要がある。	
署名捺印	物品運送	商法第570条	なし	荷送人は、運送人の請求によって発行する運送状に所要の事項を記載した上で署名しなければならない	あり	運送状は運送人と荷送人との間に成立した運送契約を証明する証拠方法として重要な意義を有することから、運送状の作成及びそれに対する署名を電子データ及び電子署名で代替することについてはなお慎重な検討が必要である。	
署名捺印	株式等の申込み	商法第175条、第301条	なし	株式等の申込みをしようとする者は株式申込証等に所要の事項を記載の上署名しなければならない	あり	株式等の申込みは、払込義務の負担、株式会社への入社等の重大な法律効果を生じさせることから、申込者の意思を書面の作成及びそれに対する署名という特別な行為を通して確認することによって引受に係る意思表示の瑕疵をあらかじめ排除し、設立無効を安易に招かないようにするものであるから、これを電子的データ及び電子署名で代替することについてはなお慎重な検討が必要である。	
書類保存	担保附社債信託の発行	担保附社債信託法第20条	金融庁	担保附社債の発行に係る信託証書は委託会社及び受託会社が保存し、備え置かなければならない。	あり	担保附社債の発行に係る信託契約は、不特定多数の社債権者のために物上担保権を設定するなど重要な事項を定めるものであることから、法律関係を明確にし、後日紛争が生ずることを防止するため信託証書の作成及び署名が要求されているものであり、これを電子データ及び電子署名で代替することについてはなお慎重な検討が必要である。	
書類保存	電話加入権質原簿の備置	電話加入権質に関する臨時特例法（昭和33年法律第138号）第5条、同法施行令（昭和33年政令第180号）第2条	郵政省	電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱う電話取扱局に、電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転又は消滅の第三者対抗要件としての登録をするための電話加入権質原簿を備える。電話加入権質原簿は、登録の請求書をつづって調整し、つづった請求書を登録用紙とする。	あり	法律上、東・西NTTが備える原簿に登録することが質権の設定等の第三者対抗要件とされていることから、原簿の備置は必要不可欠である。また、原簿は、登録の請求書をつづって調整することとされているが、登録の請求書には、質権者及び質権設定者等の請求者が記名押印する必要がある。この場合に、実印を使用し、及び印鑑証明書を添付することとしている。したがって、原簿を電子化するためには、登録の請求書における印鑑証明等の偽造・改ざんが行われない制度・技術の普及が前提となる。	
必置規制	外国会社による継続取引	商法第479条	なし	外国会社が日本で継続的に取引をするときは日本における代表者を定め営業所を設置しなければならない	あり	外国会社は日本に本店等を有しないことから、その取引先である債権者を保護するため、日本国内における営業所の設置及び代表の選任が求められ、これを廃止する場合には代替的な債権者の保護の手段が必要である	

大蔵省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
その他	通知又は催告	中小企業等協同組合法第50条	厚生省、農水省、通産省、運輸省、建設省、金融庁	組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	あり	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
その他	通知又は催告	たばこ耕作組合法第26条	なし	組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所又は居所にあてれば足りる。	あり	郵送による交付の場合、交付義務を負う者は郵便物を発送しさえすれば、相手方に届いたか否かの確認なしに適法に交付したものとすることができるが、電子的手段によって代替することについては十分な検討が必要。	
署名捺印	債券発行	日本政策投資銀行法施行令第14条第2項	北開庁、国土庁	銀行債券申込書に署名又は記名押印を義務付けている	あり	商法第301条第2項の規定の取扱いに準じる。	
署名捺印	債券発行	国民生活金融公庫法施行令第14条第2項	なし	各国民生活債券に債券の名称等を記載し、公庫総裁の記名押印を義務付けている	あり	商法第306条第2項の規定の取扱いに準じる。	
署名捺印	出資証券の総裁記名押印	日本銀行法施行令第1条第1項	なし	日本銀行が発行する出資証券には総裁の記名押印を義務付けている。	あり	商法第225条(株券の記載事項)の規定と並びに取り扱うべきと考える必要があり、安易に電子化することは注意を要する。	
署名捺印	債券発行	国民生活金融公庫法施行令第10条	なし	国民生活債券申込書に署名又は記名押印を義務付けている	あり	商法第301条第1項の規定の取扱いに準じる。	
署名捺印	債券発行	日本政策投資銀行法施行令第18条第2項	北開庁、国土庁	各銀行債券に総裁の記名押印を義務付けている	あり	商法第301条第4項の規定の取扱いに準じる。	
書類保存	出資者原簿	日本銀行法施行令第2条第1項	なし	出資者への閲覧を目的として、本店への出資者原簿の備え置きを義務付けている。	あり	日本銀行法施行令第2条第3項において、出資者の業務時間内の閲覧を認めており、出資者本人であることを確認する作業が困難なことから、電子化はなじまないものとする。	
書類保存	定款その他の書類	中小企業等協同組合法第39条	厚生省、農水省、通産省、運輸省、建設省、金融庁	理事は、定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。組合員及び組合の債権者は何時でも、上記の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	あり	閲覧等にあたっては、請求者が組合員又は組合の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要があり、また、理事は拒否するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要なことから、電子的手段によって代替する	
書類保存	定款その他の書類	たばこ耕作組合法第27条	なし	理事は、定款、会員名簿、総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。組合員及び組合の債権者は何時でも、上記の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	あり	閲覧等にあたっては、請求者が組合員又は組合の債権者であるという本人確認が確実に行われる必要があり、また、理事は拒否するかどうかの適切な判断が必要であり、拒否する場合は誤解が生じることのないような十分な理由の説明が必要なことから、電子的手段によって代替する	
対面行為	外国為替及び両替取引	外国為替及び外国貿易法第18条	なし	銀行に対し外国へ向けた支払を行おうとする顧客について、その顧客の真偽を示す書類の提示を求めて顧客の真偽を確認することを義務付ける制度。両替業務を行う場合も同様。	重要検討	本制度は外国へ向けた支払、両替取引を利用した不法収益のマナー・ロンダリング(資金洗浄)の防止を図ることを目的としたものであるが、本人確認が電子的手段で技術的に可能であれば、支障なし。このため、技術的な面を検討する必要がある。なお、小額(500万円相当額以	

厚生省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	診療放射線技師が作成する照射録	診療放射線技師法第28条第1項	なし	診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。	なし		
署名捺印	医薬品の市販後調査の委託契約	医薬品の市販後調査の基準に関する省令（厚生省令第10号）第14条	なし	医薬品の適正な使用に必要な情報の収集を目的として、受託者と医薬品の製造業者等の契約を文書で行うことを義務付けている。	なし		
署名捺印	調剤による薬剤の販売	薬剤師法第26条	なし	責任の所在を明確にする目的で、薬剤師は、調剤した処方せんに、記名押印し、又は署名することが義務づけられている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、責任の明確化が担保されることが前提。	
署名捺印	処方せんの交付	医師法第22条	なし	医師又は歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して記名押印の又は署名の上、処方せを交付しなければならない（交付を受けた者が薬局等に提出するため）。	要検討	現在は医師又は歯科医師の記名押印又は署名を必要としているが、これは交付した者を明らかにする内容の真正性を確保するという目的で定められていると考えられる。これらの目的が電子媒体でも満たされるのであれば、制度を見直す余地がある。	
署名捺印	毒薬及び劇薬の譲渡	薬事法第46条1項	農林水産省	安全な取り扱いを担保する目的で、譲渡の際に、譲受人から譲渡人に対し交付する書面には、譲受人が署名又は記名押印することが義務づけられている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、電子的な取引に際し、書面によるのと同程度の注意を喚起できることが前提。	
署名捺印	処方せんの交付	歯科医師法第21条	なし	医師又は歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して記名押印の又は署名の上、処方せを交付しなければならない（交付を受けた者が薬局等に提出するため）。	要検討	現在は医師又は歯科医師の記名押印又は署名を必要としているが、これは交付した者を明らかにする内容の真正性を確保するという目的で定められていると考えられる。これらの目的が電子媒体でも満たされるのであれば、制度を見直す余地がある。	
署名捺印	覚せい剤原料の譲渡譲受	覚せい剤取締法第30条の10第1項	なし	覚せい剤原料の譲渡、譲受を行う場合に、その取引が適法なものであることを担保するとともに、覚せい剤原料の流通ルートを明らかにしておくために、相互に押印文書の交付を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、適法な取引が確実に担保されることが前提。	
署名捺印	麻薬の譲渡譲受	麻薬及び向精神薬取締法第32条第1項	なし	麻薬の譲渡、譲受を行う場合に、その取引が適法なものであることを担保するとともに流通ルートを明らかにしておくため、相互に押印文書の交付を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、適法な取引が確実に担保されることが前提。	
署名捺印	覚せい剤の譲渡譲受	覚せい剤取締法第18条第1項	なし	覚せい剤の譲渡、譲受を行う場合に、その取引が適法なものであることを担保するとともに、覚せい剤の流通ルートを明らかにしておくために、相互に押印文書の交付を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、適法な取引が確実に担保されることが前提。	
署名捺印	毒物及び劇物の販売又は譲渡手続き	毒物及び劇物取締法第14条第2項	なし	譲受人の意思及び責任を明らかにすることを目的として、毒物又は劇物の販売又は授与の際に、毒物劇物営業業者への押印文書の提出を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、電子的な取引に際し、書面によるのと同程度の注意を喚起できることが前提。	
署名捺印	麻薬処方せん	麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項	なし	適正な取り扱いを担保する目的で、麻薬処方せんへの記名押印又は署名を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、内容の真正性が担保されることが前提。	
署名捺印	覚せい剤の正当な所持者である証明	覚せい剤取締法第20条第4項	なし	覚せい剤施用機関において診療に従事する医師は、患者に対して覚せい剤を交付する場合、その患者が治療のための交付された覚せい剤の正当な所持者であることを証明するため、当該医師の署名した書面の交付義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、適法な覚せい剤の交付のみを証明することを確実に担保することが前提。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	要指示医薬品の販売	薬事法第49条第2項、第3項	農林水産省	要指示医薬品の適正使用を確保する目的で、要指示医薬品を販売し、又は授与したときは、品名・数量等を帳簿に記載し、その帳簿を最終記載の日から二年間、保存することを、薬局の開設者又は医薬品の販売業者に義務づけている。	なし		
書類保存	麻薬の譲渡譲受	麻薬及び向精神薬取締法第32条2項	なし	麻薬の譲渡、譲受を行う場合に、その取引が適法なものであることを担保するとともに流通ルートを明らかにしておくため、相互に書面の交付保存を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、適法な取引が確実に担保されることが前提。	
書類保存	大麻研究者の帳簿	大麻取締法第16条の2	なし	大麻草の栽培、大麻の流通等の実態を明らかにする目的で、帳簿の備え付け、保存義務を課している。	なし		
書類保存	医薬品の譲受及び譲渡	薬事法施行規則第11の3、第29条の3、第30条の3、第32条の2	なし	医薬品の適正使用を確保する目的で、厚生大臣の指定する医薬品を譲り受けたとき及び薬局開設者、医薬品の製造業者等に販売し、又は授与したときは、その品名、数量等を書面に記載し、記載の日から三年間保存することを、薬局開設者に義務づけている。	なし		
書類保存	毒薬及び劇薬の譲渡	薬事法第46条第3項	農林水産省	慎重な取扱を確保する目的で、譲渡の際に、譲受人から譲渡人に対し交付される文書を、譲渡の日から二年間保存することを、譲渡人に義務づけている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、電子的な取引に際し、書面によるのと同程度の注意を喚起できることが前提。	
書類保存	調剤による薬剤の販売	薬剤師法第27条	なし	処方せんに基づく調剤の記録を保存し、薬剤の投与における責任の所在を明確にするために、当該薬局で調剤済みになった処方せんを、調剤済みとなった日から三年間、保存することを、薬局開設者に義務づけている。	要検討	処方せんに基づく調剤の記録の真性を担保する手段が開発され、責任の明確化が確実に担保されることが前提。	
書類保存	覚せい剤製造業者等の帳簿	覚せい剤取締法第28条	なし	覚せい剤の流通経路を明らかにする等の目的で、帳簿の備え付け、保存義務を課している。	なし		
書類保存	毒物及び劇物の譲渡書類の保存	毒物及び劇物取締法第14条第3項	なし	保健衛生上の危害の防止を目的として、毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の譲渡の際に譲受人から提出を受けた書面を5年間保存することを義務付けている。	要検討	文書の真性を担保する手段が開発され、適切な管理が確実に担保されることが前提。	
書類保存	麻薬製造業者及び麻薬研究者の帳簿	あへん法第39条	なし	麻薬及び向精神薬取締法第37条及び第40条により麻薬の輸入、製造から消費に至る過程の実態を明らかにする目的で、帳簿の記載、保存義務を課している。	なし		
書類保存	覚せい剤原料輸入業者等の帳簿	覚せい剤取締法第30条の17	なし	覚せい剤原料の流通経路を明らかにする等の目的で、帳簿の備え付け、保存義務を課している。	なし		
書類保存	薬局の管理に関する帳簿	薬事法施行規則第11の2条、第29条の3	なし	保健衛生上支障が生じないようにする目的で、薬局の管理者が、試験検査、不良品の処理等、当該薬局の管理に関する事項を帳簿に記載し、薬局開設者がその帳簿を最終の記載の日から三年間保存することを義務付けている。	なし		
書類保存	帳簿の備付け	旅館業法第6条	なし	旅館営業者に宿泊者名簿の備付け等を義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	施設管理実施記録の保存	興行場法第2条、第3条に係る構造設備等の準則について（昭和59年4月24日環指第42号）	なし	施設における、ねずみ、昆虫を駆除するため定期的に点検及び駆除作業を実施し、実施記録を保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	講習会修了者の氏名等の保存	クリーニング師の研修の受講による特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得について（平成5年3月30日衛指第55号）	なし	研修の主催者は、所定の名簿に、厚生大臣の認定する講習を修了したことを証する書類を交付した受講者の氏名等を記録し、保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	保守管理点検表の保存	テトラクロロエチレン等の取扱いに係る点検管理要領等の作成について（平成元年9月14日衛指第153号）	なし	クリーニングの業者は保守管理点検表をクリーニング所に備え、記入し、保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	保守管理自主点検表の作成	ドライクリーニングにおけるテトラクロロエチレン等の適正な使用管理及び処理の徹底について（昭和62年6月16日衛指第127号）	なし	クリーニングの業者に定期的に排水中の溶剤濃度を測定させ、保守管理の自主点検表を作成させるもの。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	講習会修了者の氏名等の保存	クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について（平成元年3月27日衛指第46号）	なし	講習会の主催者は、修了証書を交付した受講者の氏名等を記録し、当該名簿を保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	生徒に関する記録等の保存	美容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第133号）	なし	養成施設は、生徒の入所、卒業、成績等の記録の保存をする。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	生徒に関する記録等の保存	理容師養成施設の指導要領について（平成10年2月3日生衛発第132号）	なし	養成施設は、生徒の入所、卒業、成績等の記録の保存をする。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	実地習練実施簿の備付け	理容及び美容に関する実地習練について（昭和33年2月15日衛発第136号）	なし	実地習練を行う理美容所の開設者は、実地習練実施簿を備え、実地習練者の氏名等を記載して、保存等する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	特定建築物所有者等の帳簿書類の備え付け	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第10条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条	なし	特定建築物所有者等は、厚生省令の定めるところにより、当該特定建築物維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	麻薬業者（麻薬小売業者を除く）の帳簿	麻薬及び向精神薬取締法第37条	なし	麻薬の輸入、製造から消費に至る過程の実態を明らかにする目的で、帳簿の記載、保存義務を課している。	なし		
書類保存	微生物等検査の保存	ペンション営業及び自動車旅行ホテル営業における衛生等自主管理マニュアルについて（昭和60年3月29日衛指第55号）	なし	寝具について、微生物等の検査を受け、記録を保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	帳簿の備付け	クリーニング業法第7条の11	なし	指定試験機関に、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備えさせ、保存を義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	帳簿の備付け	美容師法第4条の11	なし	指定試験機関に、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備えさせ、保存を義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	帳簿の備付け	理容師法第4条の11	なし	指定試験機関に、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備えさせ、保存を義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	会計帳簿等の閲覧	環衛法第37条	なし	組合員は、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができることとしている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	決算関係書類の備え付け	環衛法第36条第1項	なし	組合の理事は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を主たる事務所に備付けを義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	総会及び理事会の議事録の備え付け	環衛法第35条第2項	なし	総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備付けを義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	定款その他の書類の備え付け	環衛法第35条第1項	なし	定款及び適正化規程を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備付けを義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	事業者台帳の作成	環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「環衛法」という。)第8条の3第1項	なし	組合の組合員たる資格を有する者についての事業者台帳の作成を義務付けている。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	講習会修了者の氏名等の保存	管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について(昭和44年6月25日環衛第9082号)	なし	講習会の主催者は、修了証書を交付した受講者の氏名等を記録し、当該名簿を保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	共同募金会支会及び分会による書類の備え付け義務	共同募金の実施について(昭和42年9月19日社庶第340号)1-(2)-イ	なし	共同募金会支会及び分会において募集された寄附金については、収納と都道府県共同募金会への送金を明らかにした帳簿、書類等の整備をはかなければならない。	なし		
書類保存	麻薬等原料営業者の記録	麻薬及び向精神薬取締法第50条の34	なし	麻薬等原料の輸出入、製造、流通等の実態を明らかにする目的で、業務に関する記録、保存義務を課している。	なし		
書類保存	向精神薬取扱者の記録	麻薬及び向精神薬取締法第50条の23	なし	向精神薬の輸出入、製造、流通等の実態を明らかにする目的で、業務に関する、保存義務を課している。	なし		
書類保存	麻薬研究者・麻薬研究施設の設置者の帳簿	麻薬及び向精神薬取締法第40条	なし	麻薬研究施設における麻薬を管理する目的で、帳簿の記載、保存義務を課している。	なし		
書類保存	社会福祉士養成施設等における学生に関する書類の保存	社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について(昭和六三年一月一四日社庶第三号)	なし	社会福祉士養成施設等に学生の状況に関する書類を保存させている。	なし	(電子認証システムが確立し、本人からの提出であることが確実に把握でき、添付が必要な各種証明書類が電子化され、統一的な規格による運用が行われれば、支障はないと考える。)	
書類保存	社会福祉法人の会計に係る計算書類	社会福祉法人会計基準の制定について(平成一二年二月一七日社援第三一〇号)	なし	社会福祉法人の会計の適正性を確保するため、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の作成及び保存を義務付けている。	なし	(電子認証システムが確立し、本人からの提出であることが確実に把握でき、添付が必要な各種証明書類が電子化され、統一的な規格による運用が行われれば、支障はないと考える。)	
書類保存	定款等の事務所への備え付け	消費生活協同組合模範定款例(平成12年1月7日厚生省発社援第4号)第37条	なし	定款等の書類を閲覧に供するため事務所に備え付けなければならない。	なし		

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	帳簿書類の備え付け	生活福祉資金貸付制度の運営について(平成2年8月14日社生第90号)第10	なし	都道府県社協会長及び市町村社協会長は、必要な書類を備え付けなければならない。	なし		
書類保存	社会福祉法人の書類保存義務	平成二年度社会福祉施設等に係る指導監査の実施について(平成2年3月30日社監第40号)別添第一-2-(6)及び別添第一-5-(3)	なし	社会福祉法人は、財務諸表、会計諸帳簿及び証拠書類を適正に整備、保存しなければならない。	なし		
書類保存	水質検査記録の保存	旅館業における衛生等管理要領について(昭和59年8月28日衛指第24号)	なし	井戸水等を飲用に供する施設は、水質検査を行い、記録を保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	社会福祉法人による書類の保存義務	社会福祉施設を営む社会福祉法人の経理規程準則の制定について(昭和51年1月31日社施第25号)第二-6-(2)	なし	社会福祉法人は決算報告書及び決算付属明細票を永久に保存し、その他の会計帳簿及び書類は10年間保存しなければならない。	なし		
書類保存	麻薬小売業者の帳簿	麻薬及び向精神薬取締法第38条	なし	麻薬の流通過程の実態を明らかにする目的で、帳簿の記載、保存義務を課している。	なし		
書類保存	麻薬管理者・麻薬診療施設の開設者の帳簿	麻薬及び向精神薬取締法第39条	なし	麻薬診療施設で施用、又は施用のため交付される麻薬を管理する目的で、帳簿の記載、保存義務を課している。	なし		
書類保存	県社協の書類保存義務	世帯更生資金の会計について(昭和37年3月31日社発第182号)別添1-第17	なし	県社協は、会計関係の帳簿等を10年間保存しなければならない。	なし		
書類保存	共同募金会支会及び分会による書類の備え付け義務	共同募金の適正実施について(昭和33年1月16日社発第11号)五-1	なし	共同募金会支会及び分会において募集された寄附金については、収納と都道府県共同募金会への送金を明らかにした帳簿、書類を備えなければならない。	なし		
書類保存	寄附法人における書類の保存義務	法人が共同募金会にたいしてなした寄附金の損金算入について(昭和32年10月10日社発第661号)三-3	なし	寄附を行った法人に対して書類を発行した法人は、これを相当期間保存しなければならない	なし		
書類保存	共同募金会による書類の備え付け、閲覧義務	共同募金の配分に関する件(昭和23年2月9日社乙第28号)五-2-二	なし	共同募金会は配分の決定後、配分に関する書類を常に整備して置いて、要求があった場合には、一般に閲覧させなければならない。	なし		
書類保存	帳簿の備え付け	食品衛生法第19条の14(食品衛生法施行規則第18条の12)	なし	指定試験機関の帳簿の備え付け	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	水質検査記録の保存	公衆浴場における衛生等管理要領の改定について(平成3年8月15日衛指第160号)	なし	原水、上がり用湯及び浴槽水は、水質検査を行い、記録を保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	保守点検記録の保存	環境衛生関係営業施設における自主管理点検表の制定について(昭和63年10月18日衛指第215号)	なし	サウナ室・設備室の保守点検を行い、室内温度、湿度について定期的に測定し、保存する。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	帳簿の備え付け等	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第30条(同規則25条)	なし	指定検査機関は、帳簿を備え付けなければならない。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	社会福祉法人の書類保存義務	社会福祉法人監査指導要綱の制定について(昭和54年5月16日社庶第57号) - 3 - (4)	なし	社会福祉法人は、会計帳簿を整備し、証ひよう書類を保存していなければならない。	なし		
書類保存	GMPの運用について	平成3年7月26日付け、薬監第54号	なし	医薬品原料を受け入れ製造する場合、原則、自ら試験を行うことになるが、GMPが適切に行われている原薬製造業者から受け入れる場合は、一定条件を契約書で定め適切な管理を確認することを条件に試験成績表を利用できる。	要検討	文書の真性を担保する手段が開発され、適切な管理が確実に担保されることが前提。	
書類保存	墓地等の管理者の図面・帳簿・書類の備付及び閲覧	墓地、埋葬等に関する法律第15条、同法施行規則第6条、第7条	なし	墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、墓地の所在地、面積、墳墓の状況を記載した書類等を備えなければならない。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	
書類保存	特定修理業者の製造管理及び品質管理	薬事法施行規則第23条の3の6項薬発第600号	なし	医療用具の修理を行う場合、責任、修理の履歴を明確にするために、当該製造業者に対して文書の交付、依頼者に対して文書の保存を義務づけている。	要検討	文書の真性を担保する手段が開発され、責任の明確化が確実に担保されることが前提。	
書類保存	埋葬許可証等の保存及び記入	墓地、埋葬等に関する法律第16条、同法施行規則8条	なし	墓地、又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証等を一定期間保存しなければならない。	要検討	埋葬許可証等が電子化されることが前提。	
書類保存	引火性等のある毒物又は劇物の交付	毒物及び劇物取締法第15条第3項及び第4項	なし	引火性等のある毒物又は劇物が身元の確かめられた者に交付されたことを明らかにする目的で、帳簿を備え、交付を受けた者の確認に関する事項の記載、保存義務を課している。	なし		
書類保存	法人会計	社会福祉法第44条第4項	なし	社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人への情報公開を目的として、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の備え置きを各法人に義務付けている。	なし		
書類保存	輸入販売管理及び品質管理	平成11年6月2日付け、薬監第62、63号	なし	輸入販売業者が、輸入先製造業者がGMP等にしたがって適切に管理していることを確認できるようにすることを目的として、文書による報告、文書の保存を義務づけている。	要検討	文書の真性を担保する手段が開発され、適切な管理が確実に担保されることが前提。	
書類保存	治験薬GMPについて	平成9年3月31日付け、薬発第480号	なし	治験薬について、製造工程の全部または一部を他施設へ委託する場合の製造管理及び品質管理について適正に実施させるために、文書による報告、文書の保存を義務付けている。	要検討	文書の真性を担保する手段が開発され、適切な管理が確実に担保されることが前提。	
書類保存	覚せい剤の譲渡譲受	覚せい剤取締法第18条第2項	なし	覚せい剤の譲渡、譲受を行う場合に、その取引が適法なものであることを担保するとともに、覚せい剤の流通ルートを明らかにしておくために、相互に書面の交付、保存を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、適法な取引が確実に担保されることが前提。	
書類保存	二以上の製造所にわたる製造	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則第15条、平成6年3月31日付け薬発第333号薬務局長通知医療用具の製造管理及び品質管理規則第12条平成7年6月26日付け薬監第50号	なし	二以上の製造所にわたり製造工程を分担する場合の製造管理及び品質管理について適正に実施させるために、文書による報告、文書の保存を義務付けている。	要検討	文書の真性を担保する手段が開発され、適切な管理が確実に担保されることが前提。	
書類保存	指定試験機関の帳簿の備え付け	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第9条の11、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第19条の10	なし	指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。	要検討	真正性の担保、保存の確実性等について慎重な検討が必要。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	社会福祉法人の書類保存義務	社会福祉法人の会計について(昭和23年2月9日社乙第28号)第10	なし	社会福祉法人は収支計算書等の書類を永久に保存しなければならない。また、法人が作成した契約書等の帳簿書類を整備し、10年間これを保存しなければならない。	なし		
書類保存	覚せい剤原料の譲渡譲受	覚せい剤取締法第30条の10第2項	なし	覚せい剤の譲渡、譲受を行う場合に、その取引が適法なものであることを担保するとともに、覚せい剤の流通ルートを明らかにしておくために、相互に書面の交付、保存を義務付けている。	要検討	書面の原本性を担保することのできる電子的手段が確立され、適法な取引が確実に担保されることが前提。	
対面行為	調剤による薬剤の販売	薬剤師法第25条の2	なし	医薬品の適正使用を確保する目的で、薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者または現にその看護に当たっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならないとしており、対面による販売を前提としている。	あり	過量使用による有害作用、他の医薬品等との併用による相互作用、患者の体調等によって副作用が発生するおそれ等の問題があることから、薬剤師による積極的な情報提供が求められるため。	
対面行為	毒薬及び劇薬の譲渡	薬事法第47条	農林水産省	安全な取扱いを確保する目的で、十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならないとしており、対面による譲渡を前提としている。	あり	電子的手段では、体位、容貌等から、譲受人の年齢や、安全な取扱いをすることに不安がないことを確認することが出来ないため。	
対面行為	医薬品の販売	薬事法第77条の3第4項	農林水産省	医薬品の適正使用を確保する目的で、薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を一般に購入し、又は使用する者に対し、医薬品の適正使用のために必要な情報を提供しよう努めなければならないとしており、対面による販売を前提としているが、安全性の面で、比較的問題の少ない医薬品については、インターネットでの販売を認めている。	あり	過量使用による有害作用、他の医薬品等との併用による相互作用、患者の体調等によって副作用が発生するおそれ等の問題があることから、薬剤師による積極的な情報提供が求められ、インターネットによる販売が可能な医薬品の範囲を拡大することは困難である。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第28条第2項、薬事法施行規則第35条	農林水産省	医薬品の適正使用を確保することを目的として、薬種商販売業の許可の申請者が満たすべき条件を定め、薬種商販売業の業務を実地に管理することを義務付けている。	あり	医薬品の適正使用のためには、販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者が業務を管理することが必要であり、そのような役割を電子的手段で代替することは困難であるから。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第8条、第27条	農林水産省	保健衛生上支障が生じないようにすることを目的として、薬局及び一般販売業を実地に管理する薬剤師の配置を求めている。	あり	保健衛生上支障が生じないように薬局等の業務を管理するためには、薬剤師が実地に管理する必要があるため、そのような薬剤師の役割を電子的手段で代替することは困難であるから。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第37条	農林水産省	保健衛生上支障が生じないようにすることを目的として、薬局開設者又は一般販売業の許可を受けた者、薬種商若しくは特例販売業に、店舗による医薬品の販売又は授与を義務づけている。	あり	医薬品の貯蔵、保管、販売等が保健衛生上支障なく適切に行われるためには、店舗を根拠として販売業がなされる必要があるため。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第6条、第26条第1項、第2項、第28条第1項、第3項、薬局等構造設備規則	農林水産省	医薬品の貯蔵、保管等が保健衛生上支障なく適切に行われることを目的として、店舗ごとに、薬局等が満たすべき構造設備を定めている。	あり	医薬品の貯蔵、保管等が保健衛生上支障なく適切に行われるためには、それを取り扱う店舗について一定の設備基準に適合すべきことが必要であるため。	
必置規制	乳類販売等	食品衛生法第20条、同法施行令第5条第8の2号、第9号、第11号及び第12号	なし	公衆衛生に与える影響が著しい営業であるため、施設が備えるべき基準を、都道府県知事が定めるもの。	あり	*取引方法に定めがあるものではなく、電子の手続きが認められないものではない。但し、乳類等の衛生状態を確保するため、営業者は一定の構造施設を有する必要がある。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第6条、第26条第2項、薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令	農林水産省	医薬品の適正使用を確保することを目的として、薬局及び一般販売業において薬事に関する実務に従事する薬剤師の員数を定め、その配置を求めている。	あり	医薬品の適正使用のためには、薬剤師が患者の顔色等を伺いながら対面で適切な服薬指導や情報提供を行うことが重要であり、そのような薬剤師等の役割を電子的手段で代替することは困難であるから。	
必置規制	医療用具販売(賃貸)管理者	薬事法施行規則第42条の2第4項	なし	国民の生命・健康に影響を及ぼすおそれの高い医療用具に係る販売(賃貸)業者に、品質の確保及び医療提供施設の建物又は設備に据え付ける医療用具の設置に係る管理等をさせることを目的とし、販売(賃貸)管理者の設置を義務付けたもの。	あり	医療用具の品質管理等を確保するためには、医療用具に関する知識経験を有する者が置くことが不可欠であることから電子取引では支障が生ずる。	
必置規制	医薬品の配置販売	薬事法第30条第2項、第3項	農林水産省	医薬品の適正使用を確保することを目的として、配置販売業の許可の申請者が満たすべき条件を定めている。	あり	医薬品の適正使用のためには、販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者が業務を管理することが必要であり、そのような役割を電子的手段で代替することは困難であるから。	

農林水産省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	毒薬及び劇薬の譲渡	薬事法第46条第1項	厚生省	譲渡人に対し品目、数量、使用の目的等の決定を慎重ならしめるとともに、譲渡人に対しては譲渡に際し使用の目的の適否を判断し、譲受人の品目の選定、数量の多少、使用の方法につき誤りのないように配慮することを目的として、毒薬及び劇薬の譲渡の行為の際に譲受人の署名又は記名押印のある文書の交付を義務付けている。	要検討	交付が義務付けられている文書の原本性が担保される電子的手段が確立され、文書によるのと同程度の適正な使用等に関する注意を喚起できることが前提となる。	
署名捺印	農林債権の募集	農林債券令第14条第1項	金融庁	理事長は、農林債券に債券の番号等の内容を記載し債券に署名又は記名捺印しなければならない。	あり	書類の真正性をどのように行うのか検討が必要。	
署名捺印	優先出資の申込み	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第9条第1項	金融庁	優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証に署名し又は記名押印しなければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
署名捺印	農林債券の募集	農林債券令第3条	金融庁	農林債券の募集に応じる者は農林債券申込証に引き受ける債券数及び住所を記載して署名又は捺印をしなければならない。	あり	申込みを行う者の意思を明確にするために特に規定されている制度の趣旨に鑑みると、安易に電子的手段を認めることは適当ではない。また、有価証券制度全体の事項であるので、慎重に検討することが必要である。	
書類保存	中央卸売市場における生鮮食料品等の取引	卸売市場法第29条	なし	卸売業者の事業報告書の一部の写しを主たる事務所に備え付け。	あり	事業報告書の一部の写しを備え付けることは、出荷者、仲卸事業者、売買参加者等からの経営情報の開示に対する要請を受け規定したものである。卸売業者が電子的手段をもってその義務を履行していると主張する場合、情報のシステム化に対応できない小規模な出荷者、零細な仲卸業者等が閲覧できなくなる懸念があるため。	
書類保存	商品取引	商品取引所法第145条の5第6項	通産省	店頭商品先物取引業者が店頭商品先物取引について帳簿を作成、保存すること。	あり	商品先物取引はレバレッジ特性が高く、相当な金額で頻繁な売買を行うため、多大な損失を発生させることも多く、これが原因で紛議を多発させているところ。紛議の原因の多くは、商品取引員との間に生じる連絡の不十分さによるため、言う言わない、送付に対し受領しないといった要因を争点とさせている。これらの状況で電子取引を導入すれば、より一層その要因を招きかねず、また責任関係の所在を曖昧にしかねない状況を招く。したがって、現時点で電子取引を導入することは困	
書類保存	要指示医薬品の販売	動物用医薬品等取締規則第51条各号	なし	要指示医薬品の適正な使用及び流通を確保することを目的として、薬局開設者又は医薬品の販売業者は、薬局又は店舗に帳簿を備え、要指示医薬品の販売等に関する事項を記載しなければならないとしており、その帳簿を3年間保存することを義務付けている。	なし		
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	農林中央金庫法第24条の2第12項	金融庁	理事長は業務報告書等を事務所に備えておかななければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	農業信用保証保険法第42条	金融庁	理事長は業務報告書等を事務所に備えておかななければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	要指示医薬品の販売	薬事法第49条第2項及び第3項	厚生省	要指示医薬品の適正な使用及び流通を確保することを目的として、薬局開設者又は医薬品の販売業者は、薬局又は店舗に帳簿を備え、要指示医薬品の販売等に関する事項を記載しなければならないとしており、その帳簿を2年間保存することを義務付けている。	なし		
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	中小漁業融資保証法第33条	金融庁	理事は定款、組合員名簿等を事務所に備えておかななければならない。組合員及び組合の債権者は、いつでも、上記書類の閲覧又は謄写を求められることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	水産業協同組合法第40条	金融庁	理事は定款、組合員名簿等を事務所に備えておかなければならない。組合員及び組合の債権者は、いつでも、上記書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	書類の備え置き（間接的義務付け）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第21条	金融庁	優先出資者は備え置かれた書類の謄写、閲覧を要求することができる。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	家畜商の家畜取引	家畜商法第11条の2	なし	家畜商は、家畜の取引に関する帳簿をその事業所に備え付け、家畜の取引があったつど、その年月日及び場所、その取引に係る家畜の種類別の頭数等を記載しなければならない。この帳簿の備え付けは家畜商の家畜取引を公正明瞭なものとする趣旨から義務付けているものである。	なし		
書類保存	林業種苗の配布	林業種苗法第26条	なし	生産事業者及び配布事業者は事業所ごとに帳簿を備え付け、種苗の採取、配布の数量等を記載しなければならない。	なし	電子化を認めることは基本的に問題ないが、制度の導入にあたっては、外部からのデータの改ざん防止のシステムの整備が前提。	
書類保存	業務の財産の状況に関する説明書類の縦覧等	農林中央金庫法第24条の4第1項	金融庁	農林中央金庫は、説明書類等を縦覧に供さなければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	農産物の検査	農産物検査法第25条	なし	登録検査機関の業務に関する帳簿の保存。	なし		
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	農林協同組合法第35条	金融庁	理事は、定款等を主たる事務所に備えておかなければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	農林協同組合法第36条第8項	金融庁	理事長は業務報告書等を事務所に備えておかなければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	農産物の検査	農産物検査法施行令第4条第3項	なし	指定検査機関の受託義務に関する帳簿の保存。	なし		
書類保存	事業報告書の提出等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第17条	なし	第一種登録出荷取扱業者及び第二種登録出荷取扱業者に対する帳簿の備え付け義務（3年間保管）。	なし		帳簿は電子的手段による作成を認めている
書類保存	家畜人工授精	家畜改良増殖法第15条	なし	当該家畜人工授精師等が発行する家畜人工授精用精液証明書等が有効であるか否かの確認、種付けを介して疾病が発生した場合の調査範囲の特定等のために台帳の管理を義務付けている。	なし		
書類保存	飼料等検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第15条の7	なし	飼料等の検定業務について、当該業務の実施の適正化を図る観点から、検定を行った事例ごとに一定事項の帳簿の記載及び保存を義務付けている。	なし		
書類保存	種付け	家畜改良増殖法第9条第2項及び第3項	なし	当該種畜の飼養者が発行する種付け証明書等が有効であるか否かの確認、種付けを介して疾病が発生した場合の調査範囲の特定等のために台帳の管理を義務付けている。	なし		

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	飼料等取引	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第19条	なし	飼料等に起因する事故等に速やかに対応する観点から、飼料等の流通実態を確認し得るようにすることを目的として、製造業者等が飼料等を製造し又は輸入した場合及び譲り渡した場合に帳簿の記載を義務付けている。	なし		
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	農業信用保証保険法第41条	金融庁	理事は、定款等を主たる事務所に備えておかなければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等	水産業協同組合法第58条の3	金融庁	信用事業を行う組合等は事業年度ごとに、信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所に備え置き公衆の縦覧に供しなければならない。	あり	横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	毒薬及び劇薬の譲渡	薬事法第46条第3項	厚生省	譲渡人に対し品目、数量、使用の目的等の決定を慎重ならしめるとともに、譲渡人に対しては譲渡に際し、使用の目的の適否を判断し、譲受人の品目選定、数量の多少、使用の方法につき誤りのないように配慮することを目的として、譲渡人は、毒薬及び劇薬の譲渡の行為の際に譲受人の署名又は記名押印のある文書の交付を受け、それを2年間保存することを義務付けている。	要検討	交付が義務付けられている文書の原本性が担保される電子的手段が確立され、文書によるのと同程度の適正な使用等に関する注意を喚起できることが前提となる。	
書類保存	債券の原簿の備置	農林債券令第15条	金融庁	理事長は農林債券原簿を主たる事務所に備え置く必要がある。	あり	書類の真正性をどのように行うのか検討が必要。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	中小漁業融資保証法第32条	金融庁	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えておかなければならない。組合員及び組合の債権者は、いつでも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	決算関係書類の作成、備付け、閲覧等	水産業協同組合法第39条	金融庁	理事は事業年度ごとに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書等を作成し、事務所に備えておかなければならない。組合員及び組合の債権者は、いつでも、上記書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合、正当な理由がないのに拒んではならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	業務の財産の状況に関する説明書類の縦覧等	農林協同組合法第54条の3	金融庁	組合は、説明書類等を縦覧に供さなければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
書類保存	定款その他の書類の備付け及び閲覧等	農林中央金庫法第8条（産業組合法第29条第1項を準用）	金融庁	理事は、定款等を主たる事務所に備えておかなければならない。	あり	商法等横並びをとるべき法令との整合性を保つ必要があるため、それらの法令の改正内容を踏まえて検討。	
対面行為	毒薬及び劇薬の譲渡	薬事法第47条	厚生省	毒薬又は劇薬の安全な取扱いを確保する目的で、14歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者に交付してはならないとしており、対面による譲渡を義務付けている。	あり	電子的手段では、毒薬又は劇薬の販売にあたって、譲受人の年齢や安全な取扱いをすることについて不安がないことを確認することができないため。	
対面行為	医薬品の販売	薬事法第77条の3第4項	厚生省	医薬品の適正な使用を確保する目的で、薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を一般に購入し、又は使用する者に対して、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供しよう努めなければならないとしており、対面による販売を前提としている。	あり	医薬品の適正な使用を確保するためには、薬剤師等が医薬品の使用者に対面で効能効果、副作用、使用上の注意事項等の情報を提供することが重要であることから、これらを電子的手段で代替することが困難なため。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第28条第1項及び第3項	厚生省	医薬品の品質を確保すること等を目的として、薬種商販売業の店舗の設置と構造設備の基準を定めたもの。	あり	医薬品の品質等を確保するためには、それを取り扱う店舗について一定の構造設備の基準に適合することが不可欠なため。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第6条	厚生省	医薬品の品質を確保すること等を目的として、薬局の構造設備の基準を定めたもの。	あり	医薬品の品質等を確保するためには、それを取り扱う薬局について一定の構造設備の基準に適合することが不可欠なため。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
必置規制	医薬品の販売	薬事法第28条第2項	厚生省	医薬品の品質を確保することとともに使用等の適正化を図ること等を目的として、医薬品の薬種商販売業の店舗に医薬品に関する専門的知識を有する者を置くことを定めたもの。	あり	医薬品の品質を確保するとともに適正な業務管理を行うためには、医薬品の販売業務を行うにつき必要な知識経験を有する者が実地に管理する必要があることから、電子的手段で代替することは困難であるため。	
必置規制	医薬品の販売	動物用医薬品等取締規則第24条の2	なし	医薬品の適正な使用を確保することを目的として、薬局及び一般販売業において薬事に関する実務に従事する薬剤師の員数を定め、その配置を求めたもの。	あり	医薬品の適正な使用のためには、薬剤師が患者の顔色等を伺いながら対面で適切な服薬指導や情報提供を行うことが重要であり、そのような薬剤師等の役割を電子的手段で代替することは困難であるため。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第6条及び第26条第2項	厚生省	医薬品の適正な使用を確保することを目的として、薬局及び一般販売業において薬事に関する実務に従事する薬剤師の員数を定め、その配置を求めたもの。	あり	医薬品の適正な使用のためには、薬剤師が患者の顔色等を伺いながら対面で適切な服薬指導や情報提供を行うことが重要であり、そのような薬剤師等の役割を電子的手段で代替することは困難であるため。	
必置規制	医薬品の販売	動物用医薬品等取締規則第35条	なし	医薬品の品質を確保することとともに使用等の適正化を図ること等を目的として、医薬品の薬種商販売業の店舗に医薬品に関する専門的知識を有する者を置くことを定めたもの。	あり	医薬品の品質を確保するとともに適正な業務管理を行うためには、医薬品の販売業務を行うにつき必要な知識経験を有する者が実地に管理する必要があることから、電子的手段で代替することは困難であるため。	
必置規制	医薬品の販売	動物用医薬品等取締規則第24条	なし	医薬品の品質を確保すること等を目的として、一般販売業の店舗の設置と構造設備の基準を定めたもの。	あり	医薬品の品質等を確保するためには、それを取り扱う店舗について一定の構造設備の基準に適合することが不可欠なため。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第27条において準用する同法第8条	厚生省	医薬品の品質を確保することとともに使用等の適正化を図ること等を目的として、医薬品の一般販売業の店舗に医薬品に関する専門的知識を有する者を置くことを定めたもの。	あり	医薬品の品質を確保するとともに適正な業務管理を行うためには、医薬品の販売業務を行うにつき必要な知識経験を有する者が実地に管理する必要があることから、電子的手段で代替することは困難であるため。	
必置規制	医薬品の販売	動物用医薬品等取締規則第25条	なし	医薬品の品質を確保すること等を目的として、薬種商販売業の店舗の設置と構造設備の基準を定めたもの。	あり	医薬品の品質等を確保するためには、それを取り扱う店舗について一定の構造設備の基準に適合することが不可欠なため。	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受託証券等の取扱い	農林中央金庫法施行規則第29条	金融庁	農林中央金庫は、証券投資信託委託業者が、農林中央金庫等の事務所の一部を使用して受託証券等を取り扱う場合には、農林中央金庫が預金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受託証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。	あり	預金者等が、預金等と受託証券等を誤認することを防ぐために、取り扱う場所を区別する趣旨からすると、電子的手段を導入する場合にも同様の効果を持つ方法をとる必要があるため。	
必置規制	医薬品の特例販売	薬事法第35条	厚生省	医薬品等の品質を確保することを目的として、特例販売業の店舗の設置を定めたもの。	あり	医薬品の品質等を確保するためには、それを取り扱う店舗の設置が不可欠であるため。	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受託証券等の取扱い	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条の6	金融庁	信用事業を行う農協等は、証券投資信託委託業者が、農協等の事務所の一部を使用して受託証券等を取り扱う場合には、農協等が貯金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受託証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。	あり	貯金者等が、貯金等と受託証券等を誤認することを防ぐために、取り扱う場所を区別する趣旨からすると、電子的手段を導入する場合にも同様の効果を持つ方法をとる必要があるため。	
必置規制	医薬品の配置販売	薬事法第30条第2項及び第3項	厚生省	医薬品の品質を確保するとともに使用等の適正化を図ること等を目的として、配置販売業の許可の申請者が満たすべき条件を定めたもの。	あり	医薬品の品質を確保するとともに適正な業務管理を行うためには、医薬品の販売業務を行うにつき必要な知識経験を有する者が実地に管理する必要があることから、電子的手段で代替することは困難であるため。	
必置規制	証券投資委託業者への店舗貸しによる受託証券等の取扱い	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第3条の4	金融庁	信用事業を行う漁協等は、証券投資信託委託業者が、漁協等の事務所の一部を使用して受託証券等を取り扱う場合には、漁協等が貯金等を取り扱う場所と証券投資信託委託業者が受託証券等を取り扱う場所とを明確に区分しなければならない。	あり	貯金者等が、貯金等と受託証券等を誤認することを防ぐために、取り扱う場所を区別する趣旨からすると、電子的手段を導入する場合にも同様の効果を持つ方法をとる必要があるため。	
必置規制	医薬品の販売	薬事法第26条第1項及び第2項	厚生省	医薬品の品質を確保すること等を目的として、一般販売業の店舗の設置と構造設備の基準を定めたもの。	あり	医薬品の品質等を確保するためには、それを取り扱う店舗について一定の構造設備の基準に適合することが不可欠なため。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
必置規制	医薬品の販売	薬事法第37条	厚生省	医薬品の品質を確保することとともに使用等の適正化を図ること等を目的として、薬局開設者又は一般販売業の許可を受けた者、薬種商若しくは特例販売業者に、店舗による販売又は授与を義務付けている。	あり	医薬品の品質を確保するとともに適正な業務管理を行うためには、店舗による販売が不可欠であるため。	

通商産業省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
書類保存	液化石油ガス販売	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第81条、同法施行規則第131条	なし	LPGガス販売事業者等の業務の適正な運営の確保等の観点から、販売事業者等に対して、販売先、容器の交換年月日、保安業務の結果等について帳簿の備え付けを義務づけている。	なし		
書類保存	高圧ガス販売	高圧ガス保安法第20条の6第1項、液化石油ガス保安規則第41条	なし	液化石油ガスの販売事業者は、液化石油ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。	なし		
書類保存	液化石油ガス販売	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の12、同法施行規則第118条、第118条の2、第119条	なし	供給設備等の適切な維持管理等の観点から、特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、特定設備工事の内容、配管図面等の保存を義務づけている。	なし		
書類保存	高圧ガス販売	高圧ガス保安法第20条の6第1項、一般高圧ガス保安規則第40条	なし	高圧ガスの販売事業者は、高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。	なし		
書類保存	高圧ガス販売	高圧ガス保安法第20条の6第1項、冷凍保安規則第27条	なし	高圧ガスの販売事業者は、高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。	なし		
書類保存	特定継続的役務提供	訪問販売等に関する法律第17条の6	なし	役務提供事業者等の倒産等の際に、消費者が既払い金の返還を一切受けられないということのないように、事業者の財務状況等を把握するため、一定金額以上の前払取引を行う事業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書面の備え置き、開示を義務づけている。	条件付なし	電子的手段を認める場合の条件等について要検討。書面の有する機能（記録保存機能、アクセス機能等）を電子的手段により実現するための条件を検討する必要がある。	
書類保存	製造委託又は修理委託に係る下請取引	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第5条、下請代金支払遅延等防止法第5条の書類の作成及び保存に関する規則（昭和60年公正取引委員会規則第4号）第1条第4項	公正取引委員会	親事業者の違反行為を防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するため、親事業者に対し、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類の保存（2年間）を義務付けている。書面に記載すべき事項が磁気記録媒体等に記録され、必要に応じ電子計算機等を用いて明確に書面に表示されるときには、磁気記録媒体等による記録をもって書面の記載に代えることができる。	なし	現行制度の下でも可能	
書類保存	会員契約の締結	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第9条	なし	ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、会員の利益を保護すること等を目的として、事業者が業務及び財産の状況を記載した書類を事業所に据え置き、会員の求めに応じて閲覧させることを義務付けている。	なし		
必置規制	液化石油ガス販売	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第19条、同法施行規則第22条	なし	法令の遵守体制の確保等の観点から、販売所ごとに一般消費者等の数に応じて業務主任者の選任を義務づけている。	あり	本制度は、単に消費者の利便性等を想定したものではなく、高圧ガスの販売という特性に基づき、供給設備の技術基準の維持管理等、LPGガス販売事業における保安活動の中核として選任する者であるため。	
必置規制	高圧ガス販売	高圧ガス保安法第28条第1項、第32条第7項、一般高圧ガス保安規則第72条	なし	一般高圧ガス保安規則第72条第1項に規定する高圧ガスを販売する高圧ガスの販売事業者は、販売所ごとに同条第2項の規定による製造保安責任者又は高圧ガス販売主任者免状の交付を受けている者であって、同項に定める販売経験を有する者のうちから、販売主任者を選任し、高圧ガス保安法第32条第7項に規定する保安に関する業務を管理させる。	あり	本制度は、高圧ガスの販売に際しての災害発生を防止するため、販売する高圧ガスに応じた保安に関する業務（高圧ガスの引き渡し先における保安状況の把握、販売に係る技術上の基準への適合性確保等）の中核として選任する者であるため。	
必置規制	高圧ガス販売	高圧ガス保安法第28条第1項、第32条第7項、液化石油ガス保安規則第70条	なし	液化石油ガス保安規則第72条第1項に規定する液化石油ガスを販売する販売事業者は、販売所ごとに同条第2項の規定による製造保安責任者又は高圧ガス販売主任者免状の交付を受けている者であって、同条第3項に定める販売経験を有する者のうちから、販売主任者を選任し、高圧ガス保安法第32条第7項に規定する保安に関する業務を管理させる。	あり	本制度は、高圧ガスの販売に際しての災害発生を防止するため、販売する高圧ガスに応じた保安に関する業務（高圧ガスの引き渡し先における保安状況の把握、販売に係る技術上の基準への適合性確保等）の中核として選任する者であるため。	
必置規制	液化石油ガス販売	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第21条、同法施行規則第25条	なし	法令の遵守体制の確保等の観点から、販売所ごとに業務主任者の代理者の選任を義務づけている。	あり	本制度は、単に消費者の利便性等を想定したものではなく、高圧ガスの販売という特性に基づき、供給設備の技術基準の維持管理等、LPGガス販売事業における保安活動の中核として選任する者であるため。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
必置規制	液化石油ガス販売	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の5第4項、同法施行規則第72条	なし	充てん作業にける災害の防止の観点から、充てん事業者に対して、一定の講習を受けた充てん作業者に充てん作業を行わせることを義務づけている。	あり	充てん作業の的確性を確保するためには相当の技術的能力が必要であるため。	
必置規制	液化石油ガス販売	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第31条、同法施行規則第31条、第32条、第33条	なし	緊急時の対応、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務の的確な遂行を確保する観点から、保安機関に対し、一定の保安業務資格者の確保を義務づけている。	あり	保安業務の的確性を確保するためには相当の技術的能力が必要であり、保安業務を実施する消費者戸数に対応した保安業務資格者が必要のため。	

運輸省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
その他	運送状の提出	標準国際利用航空運送約款第3条	なし	運送契約の真実性の確認を目的として、荷送人は国際利用航空運送事業者に対して、国際利用航空運送事業者が定める様式、方法及び枚数で作成した航空運送状を引き渡すこととなっている。	なし	標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	国際航空貨物運送業界等から、航空運送状の電子化を認める内容を含んだ改正を行う条約の批准要望があり、そうしたことを踏まえ、本年5月26日国会の承認が得られた。
署名捺印	運送状の提出	貨物軽自動車運送約款例第8条第1項（モデル約款）	なし	運送契約の真実性の確認を目的として、運送事業者が必要であると認めた場合、運送契約の履行に必要な事項を記載した運送状（署名又は記名捺印）の交付を荷送人に義務付けている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	出庫手続	標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）第24条	なし	証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印の上、受託者に提出することとなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。また、倉庫証券については商法に規定されているところであり、別途の検討が必要。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	出庫手続	標準水面木材倉庫寄託約款（甲）第20条	なし	証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印の上、受託者に提出することとなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。また、倉庫証券については商法に規定されているところであり、別途の検討が必要。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	寄託申込書の提出	標準トランクルームサービス約款第9条	なし	寄託者は、特定物品の寄託に際し、寄託申込書に必要な事項を記入の上、記名押印して受託者に提出することとなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	寄託物の出し入れ、点検等	標準トランクルームサービス約款第20条	なし	寄託物の出し入れ、点検等しようとする寄託者は、受取証及び印鑑を受託者に提出することとなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	運送状の提出	標準貨物自動車利用運送約款第8条第1項	なし	運送契約の真実性の確認を目的として、運送事業者の請求がある時は、荷送人は運送人に運送契約の履行に必要な事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、提出しなければならないこととなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	運送指図書提出	標準外航利用運送約款第6条	なし	運送契約の真実性の確認を目的として、外航利用運送事業者の請求がある時は、荷送人は当該運送事業者に運送契約の履行に必要な事項を記載した運送指図書を署名又は記名押印の上、提出しなければならないこととなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	運送状の提出	標準貨物自動車運送約款第8条第1項	なし	運送契約の真実性の確認を目的として、運送事業者が必要であると認めた場合、運送契約の履行に必要な事項を記載した運送状（署名又は記名捺印）の交付を荷送人に義務付けている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	船荷証券の発行	標準外航利用運送約款第7条第1項	なし	運送人と荷主との間で物品運送契約を結んだことを証明することを目的として、荷主の請求がある時は、外航利用運送事業者は、必要事項を記載した船荷証券を署名の上、交付することとなっている。	あり	国際条約を国内法化したものである国際海上物品運送法第7条第1項において、船荷証券について、運送人は署名し、又は記名押印しなければならないこととなっている。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	運送取次指図書の提出	標準外航運送取次約款第5条	なし	契約の真実性の確認を目的として、外航運送取次事業者の請求がある時は、荷送人は当該運送取次事業者に契約の履行に必要な事項を記載した運送取次指図書を署名又は記名捺印の上、提出しなければならないこととなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	
署名捺印	出庫手続	標準倉庫寄託約款（甲）第24条	なし	証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印の上、受託者に提出することとなっている。	なし	電子的手段を認める方向であるが、電子署名制度導入にあたっては、本人性の確保、制度導入に際してのコストパフォーマンス等について関係事業者等と検討する必要あり。また、倉庫証券については商法に規定されているところであり、別途の検討が必要。なお、標準約款は約款の例を示したにとどまり、電子取引による契約を認めない趣旨ではない。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
必置規制	旅行業務取扱主任者の選任	旅行業法第11条の2第1項	なし	旅行業に従事する者の質的向上を図り、取引の相手方を保護するための取引準則の確実な履行を担保するとともに、旅行業者が提供するサービスの水準の向上を図るため、営業所ごとに1人以上選任しなければならない。	あり	電子的手段によるか否かを問わず、旅行業務に関する取引の公正の確保・トラブルの防止のため必要な管理・監督事務を行う旅行業務取扱主任者の選任は不可欠である。	

郵政省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	電話加入権を目的とする質権の設定等の登録の請求	電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和33年郵政省令第18号）第11条	なし	電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転、又は消滅の登録の請求は、当該加入電話権に係る契約に関する事務を取り扱う電話取扱局に対し、書面をもってしなければならないとされているが（電話加入権質に関する臨時特例法（昭和33年法律第136号）第6条）、当該請求書には署名捺印が必要とされている。	あり	電話加入権は質権の対象となるなど財産権としての性格を有しており、質権の設定等の登録請求は、質権者及び質権設定者等の請求者が記名捺印する必要があるが、この場合に、請求者の確認を厳格に行う観点から、実印を使用し、及び印鑑証明書を添付することとしている。従って、こうした印鑑証明等の偽造・改ざんが行われない制度・技術の普及が前提となる。	
署名捺印	債権者集会の議事録	放送法施行令第3条（商法第339条の準用）	なし	社債（放送債券）権者集会の招集者は、議事録を作成しなければならないが、また、その議事録には、日本放送協会及び社債（放送債券）管理会社の代表者の署名又は記名捺印が必要とされる。	-	商法第339条第2項の規定の取扱いに準ずる。	
署名捺印	債券の募集	放送法施行令第3条（商法第301条の準用）	なし	放送債券の募集に応じようとする者は、申込書に必要事項を記載し、これに署名又は記名捺印をしなければならない。	-	商法第301条第1項の規定の取扱いに準ずる。	
署名捺印	債券の発行	放送法施行令第3条（商法第306条の準用）	なし	放送債券の発行に際し、日本放送協会の代表者は署名又は記名捺印をしなければならない。	-	商法第306条第2項の規定の取扱いに準ずる。	
書類保存	電話加入権質原簿の備置	電話加入権質に関する臨時特例法施行令（昭和33年政令第180号）第2条第1項	法務省	電話加入権に係る契約に関する事務を取り扱う電話取扱局に、電話加入権を目的とする質権の設定、変更、移転又は消滅の第三者対抗要件としての登録をするための電話加入権質原簿を備える。電話加入権質原簿は、登録の請求書をつづつて調整し、つづつた請求書を登録用紙とする。	あり	法律上、東・西NTTが備える原簿に登録することが質権の設定等の第三者対抗要件とされていることから、原簿の備置は必要不可欠である。また、原簿は、登録の請求書をつづつて調整することとされているが、登録の請求書には、質権者及び質権設定者等の請求者が記名捺印する。	
書類保存	指定電気通信設備を設置する事業者による会計記録の保存	指定電気通信設備接続会計規則（平成9年省令第91号）第12条	なし	事業者は接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。	あり	会計記録には事業者の代表者及び公認会計士が記名捺印する必要があり、この場合に実印を使用することとしている。したがって、原簿を電子化するためには、会計記録における印鑑等の偽造・改ざんが行われない制度・技術の普及が前提となる。	
書類保存	債券原簿の備え置き	放送法施行令第3条（商法第263条の準用）	なし	放送債券の原簿を主たる事務所に備え置かなければならない。	-	商法第263条第1項の規定の取扱いに準ずる。	
書類保存	電話加入権質原簿及び附属書類つづり込み帳等の保存	電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和33年郵政省令第18号）第4条	なし	質原簿は永久に保存すること、質原簿につづりこんだ登録用紙は、登録を抹消した日から5年間保存すること、附属書類つづり込み帳につづりこんだ書類（代理人による登録請求の場合の登録請求書に添付するその権限を証する書類及び質権存続の届出書等）は、これらの書類に係る登録又は届出があった日から5年間保存しなければならない。	あり	原簿又は附属書類つづり込み帳を電子化するためには、登録の請求書における印鑑証明等の偽造・改ざんが行われない制度・技術の普及が前提となる。	
対面行為	指定無線設備の販売契約前における告知の方法	電波法第102条の14第1項	なし	指定無線設備の販売をするときは小売業者がその相手方に無線局の免許が必要な旨を口頭、提示等で告げなければならない。	なし		

労働省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	労働協約の効力の発生	労働組合法第14条	なし	労働組合と使用者等との間で締結する労働協約は書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによって効力が発生することとしたもの。	なし		
署名捺印	母性健康管理連絡カードの利用	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第23条、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項等を守ることができるようにするために事業主が講ずべき指針2(2)	なし	事業主がその雇用する妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、健康診査等の時間の確保、通勤緩和等の母性健康管理上の措置を適切に講じるため、主治医等による指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが重要であるため、母性健康管理指導事項連絡カードの利用に努めるものとしている。	あり	母性健康管理指導事項連絡カードは、主治医等による妊娠中及び出産後の症状を記入しそれに基づく指導事項が記載され、診断書と同等の効果が認められることが多くなっており、記載内容や署名等に関する真正性の確保が困難であること。また、提出時におけるプライバシーの保護の観点から、一律に電子化することは困難である。ただし、労使及び主治医の合意によって自主的な電子化を行うことは、現在においても妨げられていない。	
書類保存	手数料表等の掲示	職業安定法施行規則第24条の5第3項	なし	有料職業紹介事業の適正な運営を確保するため、手数料表及び業務の運営に関する規程を、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示するものとしている。	あり	手数料表等の掲示は、その内容の求人者及び求職者への周知を確保し、有料職業紹介事業の適正な運営を確保する上で必要であるため。	
書類保存	労働者派遣契約締結の際の取手続	労働者派遣法施行規則第21条3項及び4項	なし	労働者派遣契約の内容を明確化するため、契約の当事者は、契約の締結に際し、派遣労働者が従事する業務の内容、労働者派遣の期間及び派遣就業をする日等について、書面に記載するものとしている。	あり	労働者派遣契約の締結に際し、必要契約事項について契約の当事者に対し書面に記載させることで派遣契約の内容を明確化し、派遣労働者の保護等をはかるため。	
必置規制	一般労働者派遣事業の許可基準における事業所に関する要件	一般労働者派遣事業の許可基準（通達（平成11年11月17日女発第325号・職発第814号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令の施行について」別添「労働者派遣事業業務取扱要領」））	なし	一般労働者派遣事業のトラブル等に適切に対処するため、派遣元事業主の所在を確実に把握できるようにするとともに、派遣労働者の苦情処理等に対処するため、事業の許可基準として、事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上ある事業所の設置を要求している。	あり	労働者派遣事業の業務上トラブルがあった場合に、派遣先・派遣労働者が事業者の所在を確実に把握できるようにするとともに、事業所の指導監督に際しても事業者の所在を確実に把握できるようにするため、事業所の特定が必要であり、また、派遣労働者からの苦情相談等に適切に対応できる最低限の物理的環境を確保することが必要であるため。	
必置規制	職業紹介事業の許可基準における事業所に関する要件	有料・無料職業紹介事業の許可基準（通達（平成11年11月17日職発第815号「職業安定法等の一部を改正する法律、関係政省令の施行について」別添「民間職業紹介事業の業務運営要領」））	なし	職業紹介業務のトラブル等に適切に対処するため、職業紹介事業者の所在を確実に把握できるようにするとともに、求職者等の苦情処理等に対処するため、事業の許可基準として、職業紹介事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上ある事業所の設置を求めている。	あり	職業紹介事業の業務上トラブルがあった場合に、求職者等が事業者の所在を確実に把握できるようにするとともに、事業所の指導監督に際しても事業者の所在を確実に把握できるようにするため、事業所の特定が必要であり、また、求職者等からの苦情相談等に適切に対応できる最低限の物理的環境を確保することが必要であるため。	
必置規制	職業紹介責任者の選任	職業安定法第32条の14（職業安定法第33条4項において準用する場合を含む）	なし	職業紹介事業の適正な運営を確保するため、職業紹介事業者は、求人者の情報及び求職者の個人情報の管理、求人者・求職者から申出を受けた苦情の処理等を行わせるべく、職業紹介責任者を選任するものとしている。	あり	求人者・求職者の保護のためには、個人情報の保護や苦情処理の適切な処理等の職務に迅速・的確に責任を持って対応できる担当者を選任させる必要があるため。	
必置規制	派遣元責任者の選任	労働者派遣法第36条	なし	派遣元事業主による適正な雇用管理を確保するため、派遣元事業主は、派遣先との連絡調整、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理、派遣労働者等の個人情報の管理等を行わせるため、派遣元責任者を選任するものとしている。	あり	労働者派遣事業の場合、派遣労働者は、雇用関係と指揮命令関係が別の者に帰属する関係のもとにおかれている。このような関係下においては、派遣労働者の保護を図るため、派遣労働者の雇用管理に関する派遣元事業主の責任の所在を明確にする必要があるため。	
必置規制	短時間雇用管理者	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条	なし	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとしている。	あり	事業所内の短時間労働者の適切な雇用管理のため、選任することが必要である。	
必置規制	派遣先責任者の選任	労働者派遣法第41条	なし	派遣先による派遣労働者の適正な就業を確保するため、派遣先は、派遣元事業主との連絡調整、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理等を行わせるため、派遣先責任者を選任するものとしている。	あり	労働者派遣事業の場合、派遣労働者は、雇用関係と指揮命令関係が別の者に帰属する関係のもとにおかれている。このような関係下においては、派遣労働者の保護を図るため、派遣労働者の就業の管理に関する派遣先の責任の所在を明確にする必要があるため。	

建設省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	宅地建物取引	宅地建物取引業法第35条第4項	なし	重要事項説明に際して交付する書面への記名押印を宅建業者に義務付けている。	あり	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、取引主任者自らに説明事項を記載した書面を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと思料する。	
署名捺印	不動産特定共同事業	不動産特定共同事業法第28条第3項	金融庁	財産管理報告書への記名押印を不動産特定共同業者に義務付けている。	あり	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、業務管理者自らに財産管理報告書を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと思料する。	
署名捺印	債券申込証	本州四国連絡橋債券令第4条第1項	なし	本州四国連絡橋債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	債券申込証	阪神高速道路債券令第3条	なし	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	不動産特定共同事業	不動産特定共同事業法第24条第2項	金融庁	契約の内容等について交付する書面への記名押印を不動産特定共同業者に義務付けている。	あり	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、業務管理者自らに説明事項を記載した書面を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと思料する。	
署名捺印	不動産特定共同事業	不動産特定共同事業法第25条第2項	金融庁	契約締結の際に交付する書面への記名押印を不動産特定共同業者に義務付けている。	あり	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、業務管理者自らに契約内容を記載した書面を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと思料する。	
署名捺印	債券申込証	都市基盤整備公団法施行令第23条	なし	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	宅地建物取引	宅地建物取引業法第37条第3項	なし	契約締結の際に交付する書面への記名押印を宅建業者に義務付けている。	あり	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、取引主任者自らに契約内容を記載した書面を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと思料する。	
署名捺印	債券申込証	地域振興整備公団法施行令第7条	国土庁、通産省	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	債券申込証	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第8条	なし	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	債券申込証	住宅金融公庫法施行令第20条第1項	大蔵省	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	宅地建物取引	宅地建物取引業法第34条の2第1項	なし	媒介契約締結の際に交付する書面への記名押印を宅建業者に義務付けている。	あり	記名押印は、消費者保護の徹底を図る観点から、宅地建物取引業者自らに媒介契約の内容を記載した書面を作成させるべく業者に義務付けているものであり必要不可欠であるため、当面制度改正は見送るべきと思料する。	「電子商取引に書面交付を義務付けている制度の早期改正に関する作業依頼」において既に内閣内政審議室あて回答した項目
署名捺印	債券申込証	首都高速道路債券令第3条	なし	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	債券申込証	道路債券令第3条第1項	なし	道路債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
署名捺印	債券申込証	住宅宅地債券令及び宅地債券令第3条第1項、財形住宅債券令第3条第1項	大蔵省、沖縄開発庁	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名押印を義務付ける。	あり	商法第301条に準ずる。	
書類保存	帳簿の備付け	建設業法第40条の3	なし	建設業者は請負契約に関する事項を記載した帳簿を営業所ごとに備えなければならない。なお、帳簿の記載事項については、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて営業所で紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。	要検討	帳簿の記載事項である請負契約の契約者、契約内容等の担保の真性を担保する手段の開発・普及について検討する必要がある。また、相手が正しいかの認証、他者からの内容が秘匿できること、内容が改ざんされないこと、送・受信の証明が可能であることが前提となる。	
書類保存	帳簿の備付け	浄化槽法第31条	なし	浄化槽工事業業者は請負契約に関する事項を記載した帳簿を営業所ごとに備えなければならない。なお、帳簿の記載事項については、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて営業所で紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。	要検討	帳簿の記載事項である請負契約の契約者、契約内容等の担保の真性を担保する手段の開発・普及について検討する必要がある。また、相手が正しいかの認証、他者からの内容が秘匿できること、内容が改ざんされないこと、送・受信の証明が可能であることが前提となる。	
書類保存	積立式宅地建物販売	積立式宅地建物販売業法第37条第3項	なし	事務所ごとに従業者名簿を備えることを積立業者に義務付けている。	なし		
書類保存	積立式宅地建物販売	積立式宅地建物販売業法第38条	なし	事務所ごとに業務に関する帳簿を備えることを積立業者に義務付けている。	なし		
書類保存	施工体制台帳及び施工体系図の作成等	建設業法第24条の7	なし	特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合は、請負契約の内容等を記載した施工体制台帳を作成して工事現場備え置くとともに、施工体系図を作成して工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。なお、施工体制台帳の記載事項については、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記載され、必要に応じて工事現場で紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載に代えることができる。	要検討	施工体制台帳の記載事項である請負契約の契約者、契約内容等の担保の真性を担保する手段の開発・普及について検討する必要がある。また、相手が正しいかの認証、他者からの内容が秘匿できること、内容が改ざんされないこと、送・受信の証明が可能であることが前提となる。	
対面行為	宅地建物取引	宅地建物取引業法第22条の4	なし	取引関係者から請求があったときは取引主任者証を提示する旨を取引主任者に義務付けている。	要検討	相手方が取引主任者であることを消費者が確認できるようにする必要がある。	
対面行為	積立式宅地建物販売	積立式宅地建物販売業法第37条第2項	なし	取引関係者から請求があったときは従業者証明書を提示する旨を積立業者従業者に義務付けている。	要検討	相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにする必要がある。	
対面行為	積立式宅地建物販売	積立式宅地建物販売業法第37条第1項	なし	従業者に従業者証明書を携帯させることを積立業者に義務付けている。	要検討	相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにする必要がある。	
対面行為	宅地建物取引	宅地建物取引業法第50条	なし	業務を行う場所ごとに標識を掲げることを宅建業者に義務付けている。	要検討	宅建業者が免許を受けていることを消費者が確認できるようにする必要がある。	
対面行為	宅地建物取引	宅地建物取引業法第48条第2項	なし	取引関係者から請求があったときは従業者証明書を提示する旨を宅建業者に義務付けている。	要検討	相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにする必要がある。	
対面行為	宅地建物取引	宅地建物取引業法第48条第1項	なし	従業者に従業者証明書を携帯させることを宅建業者に義務付けている。	要検討	相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにする必要がある。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
対面行為	宅地建物取引	宅地建物取引業法第35条第3項	なし	重要事項説明に際して取引主任者証の提示を宅建業者に義務付けている。	要検討	宅建業者が取引主任者をして説明を行わせていることを消費者が確認できるようにする必要がある。	
対面行為	積立式宅地建物販売	積立式宅地建物販売業法第39条	なし	業務を行う場所ごとに標識を掲げることを積立業者に義務付けている。	要検討	積立業者が許可を受けていることを消費者が確認できるようにする必要がある。	
必置規制	浄化槽設備士	浄化槽法第29条第1項	なし	浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。	あり	浄化槽工事業を営む上で営業所ごとに浄化槽設備士を置く必要がある。	
必置規制	店舗における標識の掲示	測量法第56条の5	なし	店舗ごとに、公衆の見やすい場所に測量業者登録票を掲示しなければならない。	あり	測量業者が登録を受けていることを確認できるようにする必要がある。	
必置規制	経營業務の管理責任者	建設業法第7条1号	なし	建設業の許可を受けるためには、法人である場合は役員のうち常勤であるものの1人、個人である場合にはその者又はその支配人のうち1人が経營業務の管理責任者としての経験を有していることが必要である。	あり	建設業を営む上で経營業務の管理責任者は必要である。	
必置規制	営業所専任技術者	建設業法第7条第2号	なし	建設業の許可を受けるためには、営業所ごとに専任の技術者を置かなければならない。	あり	建設業を営む上で専任技術者を置く必要がある。	
必置規制	宅地建物取引	宅地建物取引業法施行令第1条の2	なし	同法に定める事務所について本店、支店その他の継続的な業務を行うことができる施設を有する場所と定義している。	あり	不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要条件として継続的に業務を行うことのできる営業所を設置することが必要。	
必置規制	営業所の設置	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第4条第2号	なし	営業所を設置しなければ地質調査業の登録はできない。（必ず営業所で契約を結ばなければならないというわけではない。）	あり	不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要条件として継続的に業務を行うことのできる営業所を設置することが必要。	
必置規制	宅地建物取引	宅地建物取引業法施行令第15条第1項	なし	事務所等ごとに一定数の専任の取引主任者を設置する旨を宅建業者に義務付けている。	あり	電子的手段を認めるか否かに関わらず宅地建物取引の公正性・適正性の確保のため宅建業者は一定数の取引主任者を確保することが必要。	
必置規制	営業所の設置	測量法第55条の2第2号	なし	営業所を設置しなければ測量業を営むことはできない。（必ず営業所で契約を結ばなければならないというわけではない。）	あり	不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要条件として継続的に業務を行うことのできる営業所を設置することが必要。	
必置規制	営業所の設置	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第4条第2号	なし	営業所を設置しなければ建設コンサルタント業の登録はできない。（必ず営業所で契約を結ばなければならないというわけではない。）	あり	不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要条件として継続的に業務を行うことのできる営業所を設置することが必要。	
必置規制	測量士の設置	測量法第55条の13第1項	なし	営業所ごとに測量士を置かなければならない。	あり	測量業者が測量を行う上で一定数の測量士を確保することは必要。	
必置規制	積立式宅地建物取引	積立式宅地建物販売業法施行令第1条	なし	同法に定める事務所について本店、支店その他の継続的な業務を行うことのできる施設を有する場所と定義している。	あり	不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要条件として継続的に業務を行うことのできる営業所を設置することが必要。	

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
必置規制	地質調査等専任者の設置	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第3条第2号	なし	営業所ごとに地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者で次のいずれかに該当するものを置くもの。	あり	地質調査業者が業務を適正に行う上で一定数の地質調査等専任者が必要。	
必置規制	不動産特定共同事業	不動産特定共同事業法施行令第2条	金融庁	同法に定める事務所について本店、支店その他の継続的な業務を行うことのできる施設を有する場所と定義している。	あり	不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要条件として継続的に業務を行うことのできる営業所を設置することが必要。	
必置規制	不動産特定共同事業	不動産特定共同事業法第17条第1項	金融庁	事務所等ごとに業務管理者を設置する旨を不動産特定共同事業者に義務付けている。	あり	電子的手段を認めるか否かに関わらず宅地建物取引の公正性・適正性の確保のため不動産特定共同事業者は一定数の業務管理者を確保することが必要。	
必置規制	建築士事務所の登録	建築士法第23条第1項	なし	建築士が設計等を業として行おうとする場合においては、建築士事務所を定めて登録を受けなければならない。	あり	不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要条件として継続的に業務を行うことのできる営業所を設置することが必要。	

自治省

類型	取引等名	根拠法令等	共管の有無	制度の概要	支障の有無	理由	備考
署名捺印	債券への応募	公営企業金融公庫法施行令第5条	大蔵省	債券の募集に応じようとする者は、債券申込証にその引き受けようとする債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印を義務づける。	あり	商法第301条第1項の規定の取扱いとの整合性	
署名捺印	債券の発行	公営企業金融公庫法施行令第9条第2項	大蔵省	債券の発行に際し、総裁（発行者の代表者）に債券への記名押印を義務づける。	あり	商法第306条第2項の規定の取扱いとの整合性	
書類保存	債券原簿の備え置き	公営企業金融公庫法第10条	大蔵省	主たる事務所に債券原簿を備えておかなければならない。	-	商法第263条第1項の規定の取扱いとの整合性	